婦選

・七月号・

・婦選獲得同盟・

昭和五年七月一日發行
第四巻第六號


松坂屋の海水着
海水浴の季節が参ります當店では獨特のデザインになる海水着サンラスをはじめ各種の海水浴用品が豊富に取揃へてございます。御用命の程願上ます。
東京上野・東京銀座
名古屋・大阪
松坂屋

マルクス主義十八講

—誰にも分る社會思想の解說—

五月十日發賣

四六判二四四頁美本

定價壹圓（送料六錢）

經濟界の亂調子、社會の不安、動搖に對して徹底的な斷案と指示を與へるものは、新しい思想の任務だ。本書はその親切な入門書であり、新しい社會への展望車である。

トピックと執筆者

◎社會主義、無政府主義、共產主義　堺利彦
◎マルクスの生涯と學說　細迫兼光
◎エンゲルスの生涯と其の著作　福富正雄
◎マルクスの資本論　高畠素之
◎唯物辨證法　莊原達
◎マルクスの恐慌論　田所輝明
◎マルクスの人口論　秋笹正之輔
◎階級意識論　河野密
◎金融資本獨裁論　猪俣津南雄
◎レーニンの生涯　麻生久
◎帝國主義論　青野季吉
◎世界無產政黨の現勢　岡田宗司
◎共產黨か勞働黨か　赤松克麿
◎第三インターの成立と活動　岡田宗司
◎日本無產政黨の現狀　堺利彦
◎勞働組合論　荒畑寒村
◎プロレタリア文學運動　平林初之輔
◎メーデーの解說　赤松克麿

堺利彦を語る

—見よ！此の老闘將の面影を—

好評　忽ち三版

四六判二重裝美本

定價三十錢（送料二錢）

發行所　東京芝愛宕町　秀文閣書房　振替東京五八五七七

FUSEN・FUSEN

婦選 第四巻第六號 七月號目次



暑熱の下に（巻頭言）

友よ。炎熱の夏が來た。然し乍らわれらの前に在る夏は、愛する夫の爲に如何なる納涼料理を調理すべきか、愛兒をいづこに避暑せしむべきかの夏ではない。

巷には失業者が充ちてゐる。貰ひ子殺し親子心中頻發する世相をよそにどうしてわれらは虚な女性の世界に住み、空な母性愛に滿足出來えやう。

われらの母性は萬人に職を求め、生を享けた幼き者の全てに食と敎育とを求める。而してわれらはその全てのみちたれる平和の世をこの世に來らしむべく、まづ婦選を獲んとこそ希ふ。

この願ひ、この要求の正しさを知るものこそ、めざめたる女性である。女性にして、これをおとしめて恥ぢざるもの、そは、魂なき人形に過ぎない。

眞の母性は闘ふ。失はれたる己が權利と力を奪ひ返すべく、これに抗するあらゆる力と闘ふ。

いまや闘ひなくして母性の勝利はない。闘ひを怖れ街頭運動を社交室に押し戻さんとするもの、そは社會の進歩を阻む以外の何ものでもない。

友よ。婦選の旗の往くところ、そこには裸身の母の心が伴ふべきである

われらの胎内より出づる萬人の人の子に貧富男女の別なく職と食を與ふる新しき世を創るべくわれら母性は、ひた歩みに歩まう。暑熱の下に、われらの意氣は昂る。

一頁評論

國産奬勵と婦人

石本靜枝

◇

濱口内閣の一枚看板である緊縮節約の宣傳が金解禁の當然の結果と相伴つて、社會狀態を失業難と生活苦のどん底にまで追ひつめてしまつたかの觀ある今日、政府は方向轉換策として今度は國産奬勵に大童になつてゐる。閣僚諸公の帽子が陸海軍の軍帽を除いては全部が舶來上等のものであつたり、一本いくらと云はれる高價なシガーを煙にしたり外國資本の蓄音機會社のレコードに舶來品驅逐のお說教を吹き込む等、その態度の徹底を欠くものありと見なされたる爲め、最近催されたる特に婦人に呼びかける爲の國産奬勵大講演會は、折角大臣達がお顏を並べると云ふ大宣傳ありしにもかゝはらず最も直接に消費經濟の衝に當つてゐる主婦その他の婦人の興味を索く事に成功せず、僅に愛國心を發揮すゐは此時とばかり馳せつけた一部敎育家によつて引率された女學生の一團によつて會場を埋める事が出來たる如きは、政府が熱望する樣には一般人心に國産奬勵の精神が受け入れられてゐないものと見る事が出來る。

◇

舶來品崇拜の妄信を打破するとか云ふやうな政府當事者達の言葉はやゝもすれば一部資本家の利益擁護運動を爲してゐるかの如く見做され又實際經驗上から經濟的であるが爲に止むを得ず外國品を使用してゐる人達に、愛國心を强制して粗惡でも國産品を買へと云ふ事は、無理な注文である事は明かである。然し國産奬勵の精神は慥に結構である。自給自足の意味ではなく、國際貸借改善の意味に於ける國産奬勵はどうしても之を爲さなくてはならない。此自覺こそは今日の經濟國難を知る者が率先して爲すべきの覺悟である。

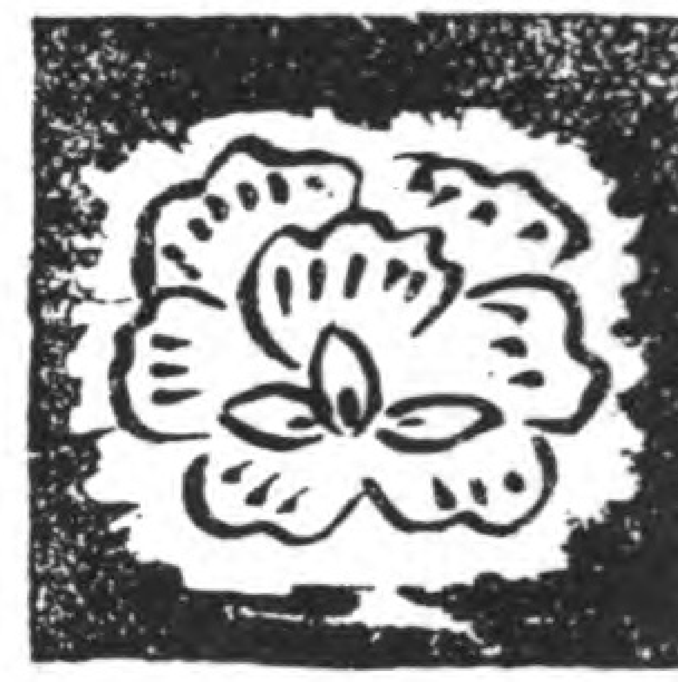
◇

國産奬勵は國産品の發達によつて初めて目的が達せらる。奬勵の主旨に双手を舉げて贊成するものも依然として從來の國産品が被る汚名、粗惡品であつた事が、改良せられないならば余程の特志家でない限り、不便不廉不良の三拍子揃つたものを購つて使用しやうと云ふ事は無理である。

一步國の外へ步を運んだものは到る處に並べられた粗製品がメイド、イン、ジャパンの名によつて市場に不信用を高めてゐるのを知る

◇

然し一方顧へり見れば、我々の長年の惡習慣が一つには、日本人と安つぽい品物と深い關係を結ばせた事も考へられる。即ち我々の金錢を小刻みに使ふ習慣ば、まとまつた良品を一つ購入して永く大切に使用する事を考慮せず、又少ししつかりした品物は其經濟的價値を知り乍らも蓄積無き爲見す見す永持ちせずと知り乍ら粗惡品を購入すると云ふ結果になる事は我國の粗製品發達の一因と見る事が出來やう。婦人の消費經濟を司る立場に於て、國産品をやたら有難がらずとも、賢明なる經濟的價値の批評を試みつゝ、國産品に好意を持つ態度こそは、將來の國産品發達に資する最も根强き刺戟ではあるまいか。



婦選運動の近狀を論ず

市川房枝

日本の婦人界は、今婦選問題を中心として動いてゐるかの如き觀を呈してゐる。といふと聊か大げさであるが、とにかく表面上さう見得る幾多の事實が續出してゐる。

婦選獲得同盟主催の全日本婦選大會が、五婦人團體後援の下に開催され、非常な成功を收めたのを初めとし、その後援を拒絕した櫻楓會、至誠會、櫻蔭會、東京聯合婦人會等の幹部によつて新に婦人同志會の組織された事、矯風會內の日本婦人參政權協會がその更生を計り、その爲に久布白女史を獲得同盟總務理事の位地より退かしめた事、その他各地方婦人團體の婦選運動への進出等々本誌前號婦人界展望欄に記載の如く枚擧に遑ない程である。

こうした狀態は第五十八特別議會に於ける婦人公民權案の衆議院通過によつて釀成されたもので、一時的な流行と思はせられる點もなくもないが、然し過去十ケ年近く苦鬪して來た我々にとつては、婦選運動の大衆化として一應は喜ばしく思ふ次第である。

然しこの新に起つて來た婦人團體乃至は更生せんとする團體は、從來反對論、乃至は尙早論を稱へて來た保守的分子が多數で、それが所謂急角度の轉向をしたゞけに、その將來の運動方針については少なからず憂慮せしめられるものがある。

第五十六議會、及第五十八議會に於ける經過によつても知られる如く、婦人公民權問題は今や二大政黨間の問題として扱はれ初めた。

勿論政黨自身が婦人自身乃至は國家の爲に衷心よりこれが實現を望んでゐるわけではなく、效を爭ふ競爭である事は、事實が示してゐる。然もその效もたゞ人氣取りでなく、獲得後に於ける婦人の投票を反對黨に得させたくないのが本心で、從つて自ら進んでやるだけの勇氣はなく、片一方が手を出せば他方も出すといつた狀態にある。

こうした態度は極めて不眞面目なものであるが然し現在の政黨乃至は政治家の態度は大凡何れの問題に對しても同樣で、特に婦人公民權の場合にだけ限られたものではない以上止むを得ないかも知れない。

然し一方それだけに問題が政黨間の問題になれば實現の可能性も生ずる譯で、放つておいても實現されると極言してもよいかも知れない。但し實際運動として次に來るべきは不徹底な間にあはせ的な内容のものを實現せしめないやう即ち制限された婦人公民權でなく、完全な公民權を獲得すること、同時にさうした政黨の利己心に利用されないやうに、婦人を教育する大事業に婦選運動者の大部分の力が傾注されなければならないであらう。

來るべき第五十九議會に於ては或は公民權案が兩院を通過するかも知れないと思はれるが、その事情は次のやうである。

まづ衆議院は特別議會で通過したからどんな形式で提出しても、まづ通過するものと考へてよからう。但しその公民權案の内容は特別議會では、貴族院を通過しないとみての完全な公民權案であつたから、此度は制限案を持ち出される心配がなくもない。

殊に政府案として提出される場合があるとしたらそれは必ず制限案であらう。それは特別議會で、政府が市町村の選擧權だけなら贊成だと明瞭に述べた事で知られる。

貴族院は、普通衆議院よりも保守的だと見られてゐるし、事實婦人公民權案提案に對しては未だ反對してゐる人もある。但し貴族院がいくら保守的だとしても衆議院を通過したものを幾度も阻止すれば民意を無視するそしりを受けねばならないし、またいくら貴族院でも時代の進歩を無視する譯には行かない。第五十八議會の委員會にあらはれたところを見ても絕對の反對者は殆どなく、一部分なら與へても差支ないと考へてゐる人達が相當に多いらしい。

現に政府が市町村の選擧權なら贊成だと明瞭にいふからには、貴族院の贊成を見越しての事であるのは疑ふことが出來ない——政府は貴族院の態度を極度に恐れてゐる、貴族院はまた責任を回避する爲政府の贊成がなければ大ていの場合贊成しない

も一つ政府が市町村の選擧權だけに贊成してゐる理由を考へてみるに、若し此次に政友會内閣が組織されゝば必ず婦人に公民權を與へるに違ひない。されば政友會に功をうばれない前に現政府の手でどうしても婦人に公民權を與へてしまふ方がいゝ。然し貴族院の關係もあるからほんの申譯的に少しばかり與へやう、それでも與へたことにはなる——といふ腹からではないかと思はれる。

こう見てくると第五十九議會に於ては制限案ならば通過する、否政府と與黨に於て極端な制限案を通過せしめるのではないかと想像される然し婦人團體から見れば極端な制限案の通過はかへつて全體の進歩をさまたげるものである——この理由は改めて述べることゝする。したがつて私達は前に述べたやうにどうしてもこれに反對し完全公民權の獲得に努力もしなければならない。そのために一年二年おくれてもかまはないだけの決意を以て猛運動をしなければならないと思ふ。

新團體婦人同志會の事については前號展望欄所載の通りであるが、その中心になつてゐられる諸氏をみると．その中には最近迄尙早論反對論をとなへてゐた人もあるし既成婦選團體の會員として名をつらねてはゐても．かつて先頭にたつた事のないといふやうな人達が多く．その代表してゐる團體も東京聯合婦人會と櫻楓會を除いては、婦選に對しての意志を表明した事がない。東京聯合婦人會は第一回普選總選擧の際棄權防止運動に參加したのと昨年の總會に於て婦人公民權の通過を要請する決議案を可決した。尤もそれらは、實は一加盟團體である婦選獲得同盟から提案され、可決されたものであつたし、最近では婦選獲得同盟主催の全日本婦選大會の後援を否決してゐる。櫻楓會は一兩年前から會内に婦人參政問題研究會を設け、總會に於ても婦選問題を取扱つてはゐたが、それは獲得後如何にすべきかだけの研究であつて、婦選要求の意志を明示した事はなかつた。それが漸く本年四月二十七日開催された同會の總會に於て初めて獲得運動を行ふことを決議した事は、本誌前號に報道した通りである、然し全日本婦選大會の後援を謝絶したことは東京聯合婦人會と同樣である．

仄聞すれば婦選獲得同盟がその運動方針といふよりも昨年ガス問題に關係したこと、市議選擧に無產黨議員を應援したことはそれ等の婦人をして婦選同盟を少なからずおそれさせた結果が婦選獲得同盟と對抗して新團體を組織せしめる一つの原因となつてゐるらしい。從つて新しい團體は專らに穩健なる婦選運動といふ事を强調してゐる。

日本婦人參政權協會はその創立に於ては、婦人參政同盟よりも古いが、然し長い間實際運動には全く參加しなかつた。所が大正十三年十一月男子普選の通過せんとする前、矯風會内から街頭に出る必要を痛感し、同會主催の下に婦人參政權對議會運動懇談會なるものを大隈會館に開催し、各方面の婦人を招いた。

此會合を導火線として、婦選獲得のための大同團結として一新團體が組織されることになり、十二月華々しく發會式をあげた。これが現在の婦選獲得同盟でその關係上獲得同盟は日本婦人參政權協會の代表者であつた久布白氏を總務理事に推して運動を初めたのであつた。

新團體が生れた以上、その母體であつた日本婦人參政權協會は當然解散合同されるものと同會代表者久布白氏も考へてゐたが、翌年四月金澤で開かれた矯風會大會は期待を裏切り同會を存續させる事に決定してしまつた。さうなると久布白氏は兩團體の代表者を兼ねることになり從つて兩團體の混同を來すため婦選獲得同盟から矯風會に對し久布白氏の日本婦人參政權協會代表者たる地位を他に讓るやう交涉し、その承諾を得た。爾來久布白氏は婦選獲得同盟の總務理事として今日にいたつたのであつた。一方日本婦人參政權協會は久布白氏にかはるにガントレット恒子氏を以てして今日に至つたが實際運動の上に於ては殆ど自主的な活動を休止してゐたといへる。

所が本年四月長野市に催された矯風會大會は、參政權協會を更生し基督教的立場から今後大に婦選運動に參加すべく決議し

た。

その結果婦選獲得同盟總務理事の職にある久布白氏に日本婦人参政權協會の責任を負ふべく強要し、遂に同氏をして其の決心をなさしめるにいたつた。

これに對し婦選獲得同盟は全日本の婦選運動のためまた創立以來の代表者に對する情誼として極力矯風會の反省考慮をうながしたが、遂にいるゝ所とならなかつた。

日本婦人参政權協會がキリスト教をモットーとして矯風會内に立て籠ることは退歩であり、本人並にその團體の意志にそむいて久布白氏を引戻したことは全日本の婦選運動をかへり見ずして自らの團體を樹てるに急であるのそしりを免れ得ないであらう。

何はともあれ日本の婦選運動の現在は、從來の婦人参政同盟、日本婦人参政權協會、全關西婦人聯合會、婦選獲得同盟の四團體の他に新に婦人同志會を加へて甚だしく賑かになつた。

其の數を増し力を加へた點に於て運動全體を進展せしめ得るやにも思はれるが、然し、實質に於ては戰線の分裂を免れ得ずむしろ運動の力を殺ぐことになりはしないかと案ぜられる。從來の四團體は各々その立場を異にしては居るが、然し、其間に思想的差異といふ程のものはなく、議會に對しては常に強固なる共同動作をとり得た。

所が新團體はその成立の經過及組成團體の性質によつても知られる如く、保守的色彩を濃厚に持つてゐる。これに對して婦選獲得同盟は進歩的立場を愈々明確にするであらうから、保守對進歩が同志會對婦選同盟を代表として相對立するにいたるべく豫想される。

そればかりでなく保守派の擡頭によつて現在各婦選團體が相いましめてゐる、制限公民權案の成立を助成するうれひすらもあり、政府既成政黨に利用されるおそれを多分に生じて來た。この意味からいへば新團體の組織活動は寧ろ運動をさまたげる結果となり兼ねない。

然し保守派の擡頭といふか政治的進出といふかは、日本に於ける社會的傾向がたまたま婦人界にまであらはれたのだと見るべきで避け得らるべきものではない、從つて婦選獲得のための眼前の問題としては、先づ議會に對する共同的動作を第一に策し自余はこれに隨つて決する事が最も賢明な策であらうと思はれる。

婦選獲得同盟の役員を退くに際して

久布白落實

老驥伏櫪在志千里と祝して門出を送られた九十三歲の老矢島女史を初めとし、矯風會の百%の後援を以て全市の婦人參政權運動の方々と相携へ、婦選獲得同盟を組織したのは巳に五ケ年半の昔となりました。

爾來其推薦により總務理事の任を汚して參りました。此間母體役を勤めし日本婦人參政權協會との合流について、幾度か尠からぬ考慮を拂ひましたが、今日となつては矢張日本婦人參政權協會は同會としての立場を有し殊に日本婦人矯風會內、又キリスト敎會內にこの運動を充實せしむる必要が痛感され、同時に婦選獲得同盟に於てはその成立上彼の同一目的の團體との關係を明らかにする爲に早くより內規を有し、今日更にそれを明らかにする必要をさへ生じて來ました。

然してこの際兩團體に切り離し難き關係を有する自身として、ぜひともその所在を明らかに一にせねばならぬ場合となり、熟慮の末遂に此の擧に出づるの止むを得ぬ次第となりました。市川女史の犧牲的努力、金子女史の骨身を惜まぬ活動、その他何れも多士濟々たる婦選獲得同盟で創立以來私如きを總務理事として情誼を全ふして下さつた事は感謝に耐へませぬ。

今日迄の私としては何等盡した所はありませぬ、無理に求むれば僅かにセメント役位な所に過ぎませぬ。今更の如く我ながら愛着の念の深きに驚きます。今私は滿腔の感謝と祝福を以て婦選獲得同盟の總務理事の任を去ります。もし何か少しでも私が殘したものがあつたとするならば、故人の歌の如く

植ゑおきし庭のあやめも姫百合も
　　のちのあるじと共に榮えよ

と口吟みたい。勿論會員の一人としては同盟の生命の續く限り一隅に名を留めて頂きたい、進むも退くも全く全日本婦人の婦選運動を有効ならしめたいとの微衷に過ぎませぬ。玆に一言して參政權運動に於ける私の立場を明らかにいたします。

昭和五年六月十日

上記の聲明書が六月十一日の都下新聞二三に突然發表された。矯風會內の日本婦人參政權協會が更生して大に今後基督敎的立場より婦選運動を行ふ事になつた結果矯風會を專屬團體とする久布白氏が參政權協會への歸屬を促されつゝある事は此余程前より獲得同盟側にも洩されてゐた事だが、同盟としては氏が婦選運動は宗敎を超えて全日本婦人の運動でなければならぬと信じて創立に參加された關係から考へても今迄の情誼からいつても、更に婦選運動の現狀に鑑みても、留任を必要とし、その爲には「同一目的を有する二團體の役員を兼ぬるを得ず」といふ同盟の內規とても氏の場合には適用しない事にさへしたのであつたが六月九日の矯風會理事會で、氏の進退の最後的決定をみ、翌日直ちに氏は聲明書を單獨で發送したので婦選戰線亂るなどゝ報ぜられた。然し獲得同盟としては、飽迄日本婦選運動の發達の爲に、せめて公民權獲得の日までの留任を承認されたき旨を、矯風會に對して懇請したので同理事會も數回會合此事を議せられたが、參政權協會の初志は遂に讓さるゝ事なかつた爲に、玆に久布白女史は七年の素志を貫くなく、矯風會內の婦選運動に立ち戻るの余儀なきに到つたのである。

氏の明朗寛濶なる性はよく多方面の人々の集團たる婦選獲得同盟を統べ創立以來の幹部何れも氏の下には悦んで卒たり得たのであつただけに同盟は今深き感慨に浸されては居るがその進退は右の理由によるものであるだけに今後の同盟は猛然として新手の將の下に銳き步武をとるべく新なる勇氣も巳に奮ひ起されてゐる。

婦選の戦線は亂れるか？

X X X

×

婦選戦線が亂れる、又女の喧嘩だ……世間は新聞を通じてかくもみる。男も、女も、代議士も。どうせブルジョア婦人の内訌だ。この間に我らの旗を進めろ……無産派婦人がわめく。

だが一體、戦線を亂すものは誰れだ？

誰れが喧嘩を賣つたのだ？

損をするものは誰れだ？

×

七年前の十一月十三日の夜、大隈會館の一室には、當時の婦選運動者の殆ど全部が居並んでゐた。これから大に議會運動にのり出さうといふ日本婦人參政權協會のガントレット、久布白兩女史に對して婦人聯盟（舊新婦人協會系）の兒玉眞子、八木橋きい子、塚本、吉永女史、その間にば東京聯合婦人會政治部の新妻、坂本、河崎、金子の面々。アメリカから歸つた後實際運動を退いてゐた市川女史。婦人參政同盟の人々も見えた。

×

大正十年以來看板はあれど、殆ど鳴かず飛ばすであつた日本婦人參政權協會が普選案通過の第五十議會を目睹して起ち、對議會運動を宣し　各婦人團體の協力を求める爲に開いた當日晝間の會合は、かねてから一大新婦選團體組織の志あつた人々によつて牛耳られ、美事委員附託となつてその夜直ちに委員會が開かれたのであつた。

×

新團體を作る事はワリに樂に決したが、席上、議論最も沸騰したのは、その組織であつた。團體の聯合を主張し通したのはガ夫人、個人單位を主張したのは婦人聯盟、聯婦政治部の連中この時久布白女史が是非を決しかねて、數十分厠に案を練つたのは今に一つ話である。とにかく新團體は、個人單位に決定した。右の人達が飽迄個人單位を主張したには次のやうな理由があつた。

×

日本最初の婦選運動を行つた新婦人協會が治警五條二項の修正に成功後、間もなく解散の止むなきに到つた時、存續論を稱へて大に踏張つた連中が、解散後新團體を作り、協會の意思をついだ。これが婦人聯盟で、この會は、矯風會の夫をも姦通罪に處せよの平等運動に對して妻の姦通罪削除の平等運動に起つたりした。

一方五條二項修正で、婦人の政談會同が許され出すと、あちこち女政客が現はれ、今迄沈默を餘議なからしめられた婦人團體が、普選運動に動く氣配が見えた。實際その當時の議會（四六議會）には各方面の婦人から働きかけやうとしたので　當時議會内に婦人の爲に大に盡力家であつた松本君平代議士が、此擡頭して來た婦人の力の大同團結を計らうと一日茶話會を催した。そして、この會合に出席した團體、及個人で、對議會運動の協力團體として、婦人參政同盟が生れる事になつたのである

×

これに參加したのは、婦人聯盟、眞新婦人會、婦人禁酒會、革新倶樂部婦人會員、個人として坂本眞琴氏、當日出席しなかつた婦人團體へも勸誘しやうといふので手分けがされて坂本氏等が矯風會に出かけたりしたがここも櫻楓會も體よく聯合運動を拒絶した。

廢娼運動以外に參政權協會を有する矯風會がこれに參加しない不合理について、坂本氏は國民新聞紙上にこれを駁したりした。

そして參政同盟は、大に議會運動を行つた結果、大正十三年三月十三日には我國最初の婦選建議案が提出された。又同二月廿三日の普選大示威行列にはこの會から坂本、八木橋、兒玉氏を初め數十名參加後に婦選に來た荻野好子さんが颯爽と旗をかついだ。

だが、その後この會は内紛相つぎ婦人聯盟側が退いたのを初めに團體の聯合の實が擧がらず各團體の個人數名が結局會を動かす事となり、その内に震災で一時は中心になつてゐた坂本女

史も、震災後生れた聯合婦人會政治部の方が主となり出した。東京聯合婦人會は、燒土の上に生れた東都四十餘の婦人團體の聯合で、その初めは久布白、守屋女史あたりが、災後の救濟事業を志して市に迫つたのがもとであつた。その關係上、聯合婦人會は矯風會の婦人ホームに事務所を置き、政治、社會、經濟勞働、教育の五部門を編成し、堂々歩み出す迄に、産婆役としての矯風會は中々盡したものであつた。

この會の創立當時には、山川菊榮氏や三宅やす子夫人も政治部に出席してゐたものだが知る人は少いだらう。

震災に關係した諸事件中、最も婦人に刺戟を與へたのは大杉榮氏の死に殉難した氏令妹あやめさんの一子の事であつた。政治部でこの事が問題となり、一つ婦人の名に於て、當局に抗議を提しやうといふ事になつた事があつた。その時反對が教育部の大江スミ子女史から出た。「滅相もない事をオカミにいふものではない」といふので他部から抑へられて政治部は屈した。この部から燒失遊廓の再興を許さずのスローガンを掲げて生れた全國廢娼同盟は、愛想のよい矯風會の小母さんたちが澤山手傳つて會員にもなつてくれたものゝ明らかに人道主義的廢娼運動にあきたりぬ連中が、宗教よりも經濟に基礎をおいて動き出したのであつた。

話は初めに戻る。これだけの經緯をもつて、婦選獲得同盟は生れた。團體の聯合といふ仕事の實の擧げ難い、鬪爭力のよはい方法よりも、女で婦選のほしいものは誰れでもこいといふ方法を、婦人聯盟や政治部の連中が貫いた事は當然すぎる事である。

三千枚の勸誘狀は都下婦人團體員にとび、二百餘の婦人が初にこれに參加した。その範圍は廣かつた。

こうして久布白女史は創立の總務理事に擧り續いて七年その位地をしめた。

×

『婦選運動は三千萬日本婦人の運動だ』これが久布白氏の信條であつた。氏は七千の矯風會員を随へて婦選戰線參加を期したのだつた。だが、解散は當然と考へられた參政協會は解散するどころか七年の後猛然蹶起した一時はガ夫人に代表をゆづつて婦選に專念した久布白氏に歸來を據ならしむる事にもなつた。

一方婦人同志會である。これは日本婦選運動十年史の最後の頁に初めて見參した團體であるのも道理、婦選創立以來田中、竹內兩女史や久布白御大の勸誘にも決して首をタテにふる事のなかつた井上秀子女史が、今は東京聯合婦人會委員長の吉岡彌生女史と手を携へてのり出したのである。とりまきは大江、大妻を初め雲の如く、從ふ團體は、櫻楓會、櫻蔭會、至誠會等々々これが、その昔、參政同盟創立當時の事に比較したら、正にその進歩ぶりや驚嘆すべしであらう。

婦人同志會はひたすらに、穩健をモットオとする。而して從來の婦選運動は中性的の女權運動であり、我こそ母性主義の婦選運動なりと說く。

穩健に婦選を主張するならお手々を膝にくれる迄まつのが一番穩健ではないかと批評する人もある。獲得後の地盤作り？と見る人があるがまさかそんなさもしい筈のあらう道理はない、何しろこれこそ安心して全日本婦人の依つてもつて起つべき團體と叫んで居られるからには。

×

所で穩健に對する過激は、さしづめ婦選あたりが負ふのださうで、その理由は、ガスの值下げ運動をしたり、無産派の市議候補を應援したり、等々いろ〱あるらしい。

だが穩健を標榜する會が、實務者に、たとへ民政黨と紙一重の社民黨でも、社會主義は社會主義に進ひないそれを支持する無産派婦人團體に籍をおいた人々（いつの間にか改宗したかも知れぬが）を迎へてゐる事はどんなものか。

とにかくこうなれば　みる人ぞみる、しる人ぞしるであらうそして大きく見ればどの時代にもある保守派と急進派の對立以外の何ものでもないのである。亂れるとははつきりと對立する迄の分劑作用の渦それが聊か目につくだけなのである。



寫眞說明　左より藤間、末田、丸山、生田、大屋、尾崎、市川、金子の諸氏
（六月十九日銀座信華にて）

『市政と婦人』座談會

出席者

淺草婦人相談所主任　生田八栗
二葉保育園母の家主任　大屋梅子
櫻楓會託兒所主任　丸山千代
東京市公園課囑託　末田ます
勞働者診療所醫員　尾崎豐子
牛込市民館保健婦　藤間アサヨ
婦選獲得同盟　市川房枝
『婦選』編輯部　金子しげり

金子　今晩は御事多い皆様がよく御くり合せ下さいまして有難うございます。實は我々の東京市も今度又市長が代りました。先年堀切市長が就任された時に、東京聯合婦人會では、市長の歡迎會を致しましたが、その折、市長と市民、殊に婦人市民が接觸して婦人側の要求を市長に傳へる機會が欲しい事を主張しました。私共は永田新市長にもそういふ機會を作りたいと考へ、今夕は白上助役にでも御いで願はうかとも存じたのですが都合でこれは止めました。

然しこの座談會の趣旨は、今議會で公民權が衆議院だけは通過しましたが、これが近い將來に實施される事になれば早速自治政に參與する事になります。それにつけても私共はあだに權利を主張するのではないのですから、公民權のない前から既に皆樣方によつて自治政の中に婦人の力が段々擴張されてゐる事を有難く思つて居りますので、(これは公民權が得られゝば益々擴張されてゆくものと思はれますが、)現在でも婦人のために氣を吐いて居られる皆樣に實際の仕事の上での具體的なお話を願つて、市政の上に如何に婦人の力が反映してゐるか、公民權を得ればどれだけより効果的になるか、或は實際問題としてかうして欲しい、あゝして呉れたらと云ふ希望など、此の頃起つてゐる社會問題とも結びつけて話して頂きたいのです。それによつて一般の婦人に婦人の將來に就いて、公民權の必要さに就いてなど暗示されゝば此上ない幸と存じます故、寬いで忌憚ない所をお話頂きたいのです。

市川　初めにお一人〳〵の仕事の内容に就いて説明して頂きませうか。

金子　尾崎さんからどうぞ。

◇兒童健康相談

尾崎　私は現在市とは直接關係してゐませんが、震災の年の八月から富川町で市が兒童相談をはじめた時、齊藤潔先生と御一緒に參り昭和三年までこの仕事を續けました。最初兒童相談をはじめた時には、どんな事か誰も分らず、來ないのでこちらから出掛けて引張つて來ると云ふ有樣でした。その中に一人非常に饒舌なお内儀さんをみつけ、この人に健康相談の必要さを一生懸命にきかせ、初めは嫌がるのを、その子供の目方を量つてやつたりして、段々増えてゆくのに興味を感じさせるやうにし、この小母さんが吹聽して歩いて呉れて、一ケ月の中に十人位來るやうになりました。所があの震災でこの方は駄目になり、救護班をつくつて牛乳配給をして働きました。その後淺草その他にも健康相談所が出來るやうになり、今は健康相談のかたは託兒の發育の調査等もして居ります、何んにしても役所の仕事は机の上で考へて豫算を

立てゝゐるので、人件費はあつても事業費の取つてない事など多くて思ふやうに仕事は出來ません。

金子　それは確かにどなたも感じられる事でせうね。その時の仕事はやつぱり社會局の仕事だつたのですか。

尾崎　さうです、私のはいつた頃はまだよかつたのですが、何しろ豫算がなくて仕事の出來ない事を考へずに、統計だけを見て仕事をしてゐないと云ふ理由で豫算を更に減らすと云ふやうにされて、段々縮少されて來ました、こんな風では結局仕事は出來るものではありません。賀川先生なんかの力で此度出來た保健婦や訪問婦の仕事にしてみても人件費はあるが事業費はないのださうです。

金子　現在女醫の方でこの方面に働いてゐる方がありますか。

尾崎　ありません。

金子　社會局で女醫は入れぬ方針なのでせうか。女醫側ではいりたくないのでせうか。そして待遇など男と女とでは異ふのですか。

尾崎　違ひます。それが第一不愉快です。

金子　どんな風に違ひますか。

尾崎　その頃は男の人は七十圓で、私は三十圓でした。私はこの仕事は好きなのですが、昭和三年に止めたのはこの理由で止めたのです。寧ろ仕事は待遇の惡い女の方が餘計にしてゐると云ふ有樣ですからね。その當時は何分私一人だつたので結束して要求する譯にも行かなかつたのです。

金子　一體女醫の方は社會事業方面に興味がないやうですが、もつとこの方面で働いて欲しいものですね。

丸山　故高田博士と一緒に働いてゐた柴峰エツさんや山田玉代さんは熱心です

金子　女醫さんが社會局の保健部などに勢力があると、藤間さんなんかのお仕事にも都合がいゝでせうがね。

丸山　私共の方でもキャンプなんかには子供を連れてゆきますから、ぜひ女醫が欲しいのですよ。

尾崎　先年御殿場の林間學校に行きましたが、一緒に行つた大學の先生達は保養にでも來たやうな氣で、上の人と冷ビールでも飮んで散歩に出掛けたりして夜の見廻りなんか殆ど私と三人の看護婦でやつてゐました。而も後で聞いたのですが、大學の先生は百圓貰ひ、看護婦が二十圓とかで、私は初めから貰はぬ積りでしたが、勿論一文も貰ひませんでした

大屋　母の家でも夜中に急に病人の出來た時などには、よく仕事に理解を持つた女のお醫者さんが住んでゐらして下さつたらとつくぐ思ひます。中々ないのでやつと近頃看護婦の方に一人住込んで戴きました。

金子　學校看護婦は市でやつてゐるのですか。

末田　各區でせう。

金子　何人位居りますか。

末田　麹町には三人ですね。ですから體格檢査の時などはかけもちでとんで歩いてゐます。

金子　市の豫算を組む方面にも女の人が加はらないと駄目ですね。女や子供の問題でことにさう思ひます。

末田　とにかく女が行政にたづさはらなくてはだめですね。私は公民權だけでも通つたらほんとにいゝと思ひます。

◇兒童遊園

金子　末田さんは吏員でいらつしやるのですか。

末田　いえ私は囑託です、山本さんといふ女の視學も矢張囑託です。私は千二百圓ですから待遇はいゝ方です。

市川　市に吏員は七名位しかゐませんね。男の吏員は五十人です。東京市の吏員の採用規定の內規に『婦人の既婚者は採用せず』といふことがあるのを私はいつかみましたが。それで視學でも囑託なんでせうね。

末田　でも私は思ふことをぐん／＼やるんですよ。私の方の課長は理解のある人で決して女だからと言つて區別しませんから、私のためには都合がいゝのです私にとつて不都合な案が出ると私はいつも『東京市民の子供に代つて嘆願する』と言ふて、それを出した人のところへ出かけて行きます。私が市へ入つたのは大正十三年ですが、それまで青年會にゐましたが、帝大の上原さんにすゝめられて入るやうになりました。最初は日比谷だつて兒童の遊園地などはなかつた。これでは仕事をしたくても出來ない。とにかく夏は夏の設備をまづしてくれと言つて要求しました。課長も分つた人だつたので、手傳ひ人もたのんでよいと言はれ、女の人をたのみましたが、それが男女間のことで失敗しましてね、殘念なことでしたが結局女はだめだといふことになつてしまひ、男の人ばかり雇ふ樣になりました。それでも今は四〇〇坪占領してとにかく置くところに物ゝ置く樣になり、とう／＼末田に負けたと言はれる樣になりました。この間も兒童遊園をつぶして野球場を作るといふ案が出ましたが、私は反對しました。これからの子供のために又野球場を作る必要はない、神宮外苑にはそれがために二萬圓もかけて立派な野球場が出來てゐるではないか、今更金もうけのために日比谷に野球場を作る必要はない、と係長、課長のところへも出かけて結局せぬ』といふ言葉をきいて引き退りました。課長もよく便宜をはかつてくれますが、私も又通るまではどこへでも出かけてたのみます。この頃も水遊

ひ場をもう少し深くしてほしいとたのみましたが、費用がないといふので斷られました。それから私は豫算のどこかに餘つてゐるものがないかとさがしたところ增築費がある事をたしかめたので、それでやつてくれとたのみ込みました。子供も可愛いものでしてね『先生お金が要るんならみんなからとつたらいゝ。五錢がいけなければ三錢でもとつてくれ、私達が皆で主任さんのところへたのみに行きませうか』などゝ言ふのですよ。

金子　いゝ課長の下にゐる事は勿論幸福ですが、しかし末田さんのやうにぐん〳〵要求するのでなければだめですね。今どし〳〵作られてゐる小公園の指導者には女の人も入れるのですか。

末田　男と女と半々です。前の人のことがこゝでも殘念に思はれます。男の中で働く女の人は本當に自覺して働いてほしいと思ひます。何といつても行政にたづさはるのでなければだめですね。ロスアンゼルスでは、衞生課長は女が堂々とやつてゐます。巡査でも人道會の幹事でも女がやつてゐます。矢張り公民權があるからですね。

金子　一つの位地をえるにも權利のない間は中々大變ですね。

末田　私はもう分らずやで何でもやりとほします。

金子　今日は小學校の先生に御出席願へないので殘念ですが、この頃やかましい兒童の缺食問題も女が入つてゐればもつと早くに氣がついてゐたでせう。產兒制限問題などももつと實際的に考へられるでせうに。

尾崎　本當にさう思ひます。

末田　教育、保健、衞生の方面には女がたづさはるべきです。

市川　あの手でなければ此手と云風にねばり強くこつちから要求するんですね

末田　向ふでもこつちの熱心さをみたいのです。

◇母子ホーム

金子　大屋さんの方では今度のパンの配給にはお手傳ひなすつたでせう。

大屋　テキパキとした人をと言ふので三人出しました。今私のところでは、四十八人の母親中十八人も失業してゐますので、今度せめて内々だけでも助け合はうと、一皿五錢で晝と夜のお菜を作つて賣つてゐます、それでパンも作り方を覺えたいと思つて出しました。

金子　生田さんの方も求職者は多いですか。

生田　夫婦づれで女の仕事をさがしにおいでゞす、以前は花時に澤山出京しましたがこの二年程からずつと多いのです。

金子　四谷は二葉の近くに授產場が出來るさうで、四谷婦人會やあなたの方へ市から御相談があつたさうですね。

大屋　えゝ市のものとして谷町へ出來るらしく相談もうけてゐますが、御承知のとほり私のところはどこでも始末に困るやうな一番ひどい人達ですから、授産場が出來ても、お針が出來るのでなし、ミシンがふめるのでなし、とてもすぐにどうといふ譯にも行かないだらうと思ひます。

金子　市なり、府なりの授産場は一つの型にはまつてしまつてゐますね。それを破るためにも今度のは私共も期待してゐるのですが。

屋　仕事が問題でせう。家庭の着汚したものを其儘うけて來て洗ひ張り縫ひ直し迄する事も考へてゐますが、一般の人が理解してくれて、家庭でゞも結構出來る仕事でも出すやうにしてくれるといゝのですが。

丸山　櫻楓會の中でも同じ様な仕事が出來かゝつてゐますが、一枚のものを取りに行つたりもつて行つたりする時間に困つてゐます。

大屋　個人的に小さくやつてゐるのはいゝのですが、授産場の一つの仕事としては實際問題として中々むづかしいことですね。

金子　生田さんの方は？

生田　子供づれの母が多いのです、大抵家庭へ手傳ひに出ますが、私共には託兒所がないので、それに仕事の方は朝から晩まで手傳つて貰ひたい人が多いので子供の始末に困つてゐます。それも乳兒だとまだいゝですが、二つ三つの子供をあづかつてくれるところがないので一ばん困ります。

藤間　大屋さんの方では夜は託兒はなさいませんですか。

大屋　考へてゐますが、母の家の人達のはとにかく外からの夜間託兒をするところまでまだ行つて居りません。

金子　母の家のやうなものでももつと大きなものが出來ていゝと思ひます。市の母子ホームも中々はかどりませんね。

大屋　市から建物の調査に度々來ますので期待はしてゐますが、結局は單に住居を與へる程度にしかならないらしいですが、今の場合それでもいゝから、一時も早く實現してほしいと思ひます。どうにもならないからこそ來たのに、餘裕がないからと言つてかへすのはたまらないことですからね。兒童保護の立場から言つてもまづ母の位置を安定させる必要があると思ひます。

金子　市でやる、やると言つて中々やらないのを、何とか婦人達の力で促進出來ないでせうか。

屋　私共のやうに日常つゝかれてゐると氣持で切迫しますが、直接仕事にあたつてゐないとさう感じないのでせうね

金子　東京聯合婦人會のやうな性質の

團體はこんな問題にこそ働きかくべきですが。

市川　設立の目的にもよりますが、婦人の問題を團體として市なり府なりへ要求してほしいですね。

丸山　私達としても社會事業團體間に何等かの連絡をとつてやつて行きたいと思ひます。

金子　兒童保護、母性保護の問題の分らない女はないので一つ〳〵の問題として何んとかやつてもそれを政治と結びつけてまとめる事はないのですね。

市川　社會意識が足りないのですね。

丸山　此の間も、もう蠅が出て來たが蠅取りデーはどうしたのかと云ふ言葉をきゝましたが、こんな事でも女がはいつてゐれば蠅の發生する前になんとか形づけて仕舞ふだらうにと思ひますよ。

金子　女がはいつてゐれば形式的になりがちのものでも實際的にやつてゆきます。

◇婦人職業問題

生田　私は自分のやつてゐる仕事から特に女中の問題に就いて餘計考へさせられるのですが、女中の負擔は多うすぎますね。大きなお邸より一般の家庭の方が比較的に女中の待遇はよろしいですが、兎に角あのお掃除と云ふのが大變だと思ひます。新築の家のツヤブキとか、庭の草むしりなんて事は女中の仕事とせず、それだけは他所から時間で人を傭つてやらせて、女中の負擔をそれだけ拔いて欲しいです。勉强させてやると云ふ約束で安く傭つて行つて、それを實行しない家庭も隨分あります。

金子　求人は矢つ張り女中が多いのですか。

生田　一番多いです。而も女中の働く時間は實に多く、夜は十一時頃まで働かせ、朝は五時頃から起すのです。

金子　女中が多くなれば、女中も一つの職業として確立させるやうにして、女中の教養と云ふものを持たせ、今の派出婦や看護婦のやうに等級を分け、それによつてお給金もきめるといゝのですね。

（尾崎氏所用のため退席。）

市川　私の關係してゐる勞働婦人委員會では各職業紹介所と女學校の上級生に賴んで調査をしてゐます。まだ締切らないのではつきりした事は分りませんが、出來上つたら參考になると思ひます。併し紹介所を通じて來るものと、女學校の上級生の手を通ずるものとでは少し內容が違ふやうです。やつぱしお孃さんに氣兼するのでせうか。

丸山　併しそんな事は聞かなくたつて分つてゐますわ。

市川　勿論さうです、併しお役所の仕事 んでものは一つの統計を示して行かなければ駄目です。

末田　それは人道協會の問題ではないのですか。

生田　近頃では散々使つておいてお給金を呉れないのや、暇を呉れないのが隨分多くて困ります。

◇訪問婦、保健婦

金子　藤間さんの今度のお仕事は、あの訪問婦といふのですか。

藤間　違ひます、私のは保健婦です、保健婦は十二ケ所の市民館に勤務し、訪問婦は專門學校出の若い方々で、三十二ケ所の方面委員事務所に勤務して、その區域の家庭訪問をなさるのです。私なんかは、お產や育兒相談を巡回してうけるのです。

金子　なぜ訪問婦が若くて、專門學校出なんかといふ條件によつたのでせう。私はそういふ仕事こそ學歷などより世渡りの經驗ふかい中年の女の方がいゝと思ひます。

藤間　私にもわかりませんが、保健婦の方でも私のやうなお婆さんは他にありません、先日舊く市においでの方々にあひましたら、大變心から喜んで下さいましたが、その折にも年の話が出ました。私自分なんかは標準になりませんが、矢張りどんな相談をもちかけられても赤くならないで濟むやうな御婦人でないと實績が擧りにくいだらうとは思つて居ります、殊に夜分なんかの問題もありませう

大屋　方面委員制度もいゝですが、手數がかゝつて大變ですね。待たれる場合にはそれでもまあ仕方ありませんが、切迫した事件の時には實際困ります。これはなんとかして欲しいものですね。

金子　夜晝にそなへるのでなければ此の制度も役に立ちません。これにだつて女の人がもつとはいつていゝと思ひます藤間さんは方面委員ではなかつたのですか。

藤間　二ケ月位常任と云ふのですが、いろ／＼の事で止めました。本當に身を入れてやらうと思へば、自分の仕事もある事ですから、とてもたまらないと思ひました。先程から皆さんのお話を聞いてゐてつくづく考へた事なんですが、一體婦人市政研究會と云ふのは何をしてゐるのか知らないけれども、差し當り女中の問題にしろ、乳幼兒問題にしろ、研究してどんどん市へ持ちかけて刺激してゆかなければならないのではないでせうか。

金子　十のうち一つでも通ればいゝのですから、どん／＼持ち込むのですね。婦人市政研究會にしろ、東京聯合婦人會にしろ、事業の本質はそこにあるやうに思はれます。

◇婦人と市政

市川　本當は市政研究會と云ふものが市の各方面の委員會をつくつていろ／＼

の意見を當局に對して持つてゆくやうにしたらよいと思ひますね。シカゴには理想的なのがあつて、公衆便所、水泳、小路、ゴミ箱委員會などまでがあつて、始終あります、方々に見學などして具體的な要求を持ち出してかなり成績をあげてゐます。東京にも出來なくてはならないと思ひます。例へ行政權がなくても輿論を動してゆく所に働きかけてゆく餘地が充分あるのです。

金子　四谷區婦人會といふのが、比較的さういふ風に具體的に動いて區と連絡をとつてやつてゐますね。

丸山　さうなれば私達はどんなに生々するでせう。今のやうでは全く不徹底です。

市川　こう云ふものがあれば、公の事は勿論、私的な問題も持ち出し易いのですがね。

金子　全く權利のないものにとつては實力でゆくより外ないのですからね。末田さんの場合など明かに末田さん自身實力を持つていらつしやるからの事ですねさつきの水遊び場の豫算の例を見ても分る事だと思ひますが。

市川　公民權を持つてゐてもかう云ふ機關はなければ駄目です。

金子　婦選も本部は主として議會運動などに力を注いでゐますが、支部になると地方自治政の研究が直接の仕事になつてゐます。去年出來た金澤の支部では、先頃の市會選擧に候補者に市政に對する質問狀を出しました所が、候補者としては、文書での返事となればよい加減な事も書けず、なんとか頭を痛めたらしく、又當選すればその書いたものを言質にも出來、權利はなくてもいろ〳〵の意味で牽制する事が出來た譯です。

市川　廣島に支部が出來た時、役員を市役所に連れて行つて市長に面會し、恰度そこにゐ合せた市議や縣議とも話をしましたが、こつちが働きかけると向ふにしてもいろ〳〵解つて貰ひたい様子が見えました。尙廣島では毎月一回位公民講座を開いて市の理事者から話をきく事にしましたが、東京でもさうしたいと思つてゐます。そればかりでなく直接に働いていらつしやる皆様のやうな方とも度々話し合ふ機會を得たいと思つてゐます。

金子　いろ〳〵具體的に話して頂いて大變面白うございました。これ位で一先話を打ち切る事に致しませう。有りがたうございました。

（筆記兒玉勝子、鈴木澄）

『顔を洗つて出直せ』

△□×

前號に堺眞柄さんが書かれた「私の見た大會」の末文に「歸りにはお土産だ相で石鹸を貰つた顏を洗つて出直せといふ謎だと思つて、今、その石鹸を盛んに使つてゐる云々」とアイロニツクな筆で結んで居られるが、その石鹸とは他ならぬ御園石鹸のことであつて、此石鹸の高い芳香と使ひ心地の快感はどなたでもたしかに強い印象を受けられるに相違ない。

婦選大會の議案は第一回の事でもあり結局所謂『出直せ』となつたが御園石鹸愛用の議案は斷然決定的となつてしまつた。

それもその筈第一値段十五錢といふのが古語「安からう惡からう」を美ン事打破して安からう良からう」の新熟語を生出し品質から云つても肌を荒さず、而かも肌に榮養を與へる等のすばらしい特質を持つて石鹸界を跳躍的に席卷したからである。

義務敎育費國庫負擔法案通過の推移

河崎なつ

△

第五十七特別議會の重要法案としてはしなくも政府の生死を懸けねばならなくなつた義務敎育費國庫負擔一千萬圓增額の法案は五月八日衆議院を通過し貴族院は九日より連日の委員會にての質問戰で反政府系が揉みに揉んだ擧句十三日の議會最終日に漸く通過して濱口首相が笑顏をかち得たのであつた。

△

由來義務敎育費法案は民政黨とは常に一蓮托生的行動を共にして來たもので、大正六年時の民政系岡田文相によつて、始めて一千萬圓國庫負擔が計上せられ遂に大正十四年第五十議會に(憲政會內閣)二千萬圓增額を敎育諸團體から迫られた時次年度を期するの口約で危く切り拔けたのであつた。依つて第五十一議會若槻內閣は先の口約を果すべく二千萬圓增額(計六千五百萬圓負擔)を計上し一方、稅制整理による地租一分減(二千萬圓)による地方負擔減を提唱した所政友會は地租委讓による七千五百萬圓の地方費輕減を唱へ政友本黨は稅制整理の二千萬圓をも更に義務敎育費に充當して(即四千萬圓の增額なるを以つて計八千五百萬圓の負擔となる)地方費輕減にとした。各黨政策の此の對立は全く內閣の死活に關したので、苦心に苦心を重ねた末稅制整理による一千萬圓は會議前に、他の一千萬圓は次年度議會に考慮することを以て本黨案に歩み寄つてやつと切り拔け得たのであつた即ち、政府は義務敎育費として三千萬圓の增額と(計七千五百萬圓國庫支出)尙他日一千萬圓增加の口約手形を振り出したのである。

△

從つて濱口內閣は、滿天下の輿望を負荷してゐる手前もありさきの手形を不渡りならしめるには稍々責任感(?)もあり偶々地方の不振は「敎員給減額、不拂」の決議を諸方に見るに至つたのでかた〳〵特に地方費輕減に使途を限つて敎育費國庫支辨一千萬圓增額案(計八千五百萬圓支辨となる)を今五十八特別議會に提出して又々一蓮托生を

三色旗は進む

＊

婦選獲得同盟本年度の三目標は一、—公民權獲得、二、—未開拓地方の遊說、三、—各地方支部組織だが、一はいふ迄もなく、二、三、が最近豫定通り著しい進みぶりを見せてゐる。實際、婦選大會の成功、五十八議會の成行などに地方の婦人大衆が刺戟せられない筈はないからである。

＊

廣島支部の發會は六月二日、同夜記念講演會を開催・本部より市川、金子兩女史參加したが支部員は主として同地の職業婦人であるだけに中々鬪爭力に富んで居り、早速七月中には婦人公民講座を開設すべく、目下準備中

＊

北越柏崎町を中心とする婦選の同志もいよ〳〵七月十三日、支部發會式を擧行する事となり目下諸般の準備中であるが本部よりは市川女史他二三の幹部が出動の豫定。

觀念した。

△

然るに四月二十四日には宇治山田市に全國町村長大會が開かれて「小學敎員給の低下」を決議し一方、同日東京では全國聯合敎育會（九十團體）臨時總會があつて、1、敎員給低下絕對反對　2、敎育費一千萬圓增額案通過要望の決議を齎らすなど敎育團體と地方自治體とは喧々𠹭々として輿論の對立をなす傍ら他方議會では（特に貴族院では）反政府系の研究交友兩會で南弘氏湯池幸平氏等の敎育通を先立てて、1、負擔輕減にのみ振り向けるのでは、義務敎育費本來の使途である所の積極的に敎育の改善にはならぬ。2、又負擔輕減といつても一千萬圓位では大したものではない却つて刻下急を要する農村の振興失業救濟などに充てるがよい等と、五日間に亘つての委員會で質問に質問を連ねて時日を延ばし、審議未了で不渡手形ならしめようとの作戰を專にしたのであつたが結局、その使用方法及支出については特に嚴密なる監督をなし負擔法の精神を有效適切に實現せられん事を望む」との希望決議を付して漸く通過し負擔法第一條は「義務敎育費國庫支出は每年八千五百萬圓を下らざるものとす」とめで度改正せられたわけでちる。

△

依つて五月十九日文部省では負擔法第三條前段の規定によつて、昭和五年度最初の市町村交付金五千百萬圓（國庫支出金總額八千五百萬圓より特別町村に對する交付金八百五十萬圓を除いた七千六百五十萬圓の三分の二）を前年六月一日現在の市町村立尋常小學校敎員數及び兒童數に比例して各道府縣に交付する旨の通牒を發した。即ち敎員一人當一一九圓卅二錢兒童一人當二圓九十七錢となり、最大交付額東京府三〇〇萬圓最少奈良縣沖繩縣の各五一萬圓である

これが使途は、今回は特に地方稅の減稅に充當し、1、校舍の增築　2、敎員給の値上　3、學校備品の完備、等の方面には使用せしめず、たゞ校舍が燒失した場合にのみ例外使用を許すといつた意向である。そして之に伴ふ政府の減稅方針は主として戶數割と家屋稅付加稅とを輕減せしめるとのことであるが、家屋稅付加稅の減免は一部階級に限られてゐるの嫌あるも、戶數割の減免は一般世帶に均霑するので稍意味あるものと言はれてゐる。とまれ地方稅の內最も大きいのは戶數割で一億六千八百萬圓次は家屋稅付加稅の五千五百萬圓（昭和四年度）計二億二千三百萬圓であるから、虎の子の一千萬圓は其の二十二分の一にしか當らず、又一千萬圓の輕減を如何に割當てるかゞなか〳〵問題でもあつて、結局は不渡手形ならざらしめんがための不渡手形に終らざらんことを希はざるを得ないのである。然しなきに勝ること萬々である。

＊

一方遊說も處女地東北を初め各地方に伸びんとしつゝある。

六月廿二日、秋田婦人修養會主催秋田魁新報社、秋田婦人聯盟後援の下に、婦選講演會が開かれ、市川、金子、二氏出演、會衆千六百內女子千余人といふ空前の盛會。

六月廿日にはこの一行の往途を擁して、仙臺の婦人有志が仙臺黎明婦人會なる新團體を組織して公民敎育講演會を開いたので市川氏が馳せ參じ二時間半の長廣舌を振つた。

＊

七月豫定地は、七月十日夜京都市產婆會館に於ける產婆組合主催の講演會に、金子女史が「婦選の話」を獨演するし、續いて七月十一日より十五日迄、鳥取市米子町、倉吉町の三ケ所に鳥取新報社が、主催する婦選講演會には金子、河崎二女史と共に金澤支部の米山夫人が懸河の辨を振ふ筈。

尙八月は盛岡北海道方面に進出、信州には、婦選夏期大學の企ても計劃中である。

第五十八議會と婦人公民權案（二）

——貴族院に於ける婦人公民權についての論戰——

貴族院上程

衆議院を通過した公民權案は翌十一日貴族院に上程された。直に委員附托となるものと考へてゐた所、高橋琢也氏から堂々と賛成者としての質疑演説があり、齋藤政務次官だけでなく、濱口首相まで立つて答辯をし、二荒伯も亦意見を述べる等豫想しない程問題となつた。

首相並に齋藤氏の答辯は大體衆議院と同樣であつた。

委員附託

案は恒例の通り八名の委員に附托となり、翌十二日及十三日の兩日とも委員會を開き、内務大臣、内務次官、文部次官其他政府委員出席の上審議された。

委員の態度は極めて眞摯で割合に贊成意見もあつた樣であるが、十三日で閉會される筈であるため更に審議を進める時がないのと、政府の態度が曖昧で調査も出來てゐない爲來る通常議會にゆづらうとの意味で、遂に審議未了となつたのであつた。

貴族院に於ける委員は左の諸氏であつた。

委員長 侯爵 佐々木行忠
副委員長 坂本釤之助
子爵 白川資長
子爵 清岡長言
塚本清治
男爵 黑田長和
高橋琢也
金子元三郎
高廣次平

貴族院本會議に於ける論戰（五月十二日速記錄轉載）

市制中改正法律案
右本院提出案及送付候也
昭和五年五月十日
衆議院議長 藤澤幾之輔
貴族院議長公爵德川家達殿

市制中左の通改正す
第九條第一項中「帝國臣民たる年齡二十五年以上の男子」を「年齡二十五年以上の帝國臣民」に改む
第五十四條中「妻」を「配偶者」に改む
第七十條第二項中「妻」を「配偶者」に改む
第七十九條第三項中「父子兄弟」を「親子、配偶者又は兄弟姉妹に改む」
第八十一條第二項及第三項中「父子兄弟」を「親子、配偶者又は兄弟姉妹」に改む

附　則

本法は次の總選擧より之を施行す
本法施行の際必要なる選擧人名簿に關し市制第二十一條乃至第二十一條の五

に規定する期日又は期間に依り難きときは府縣知事（北海道に於ては北海道廳長官）に於て別に其の期日又は期間を定む但し其の選擧人名簿は次の選擧人名簿確定迄其の効力を有す

町村制中改正法律案

右本院提出案及送付候也

昭和五年五月十日

衆議院議長　藤澤幾之輔

貴族院議長公爵德川家達殿

町村制中左の通改正す

第七條第一項中「帝國臣民たる年齢二十五年以上の男子」を「年齢二十五年以上の帝國臣民」に改む

第五十條中「妻」を「配偶者」に改む

第六十七條第四項中「父子兄弟」を「親子、配偶者又は兄弟姉妹」に改む

附　則

本法は次の總選擧より之を施行す

本法施行の際必要なる選擧人名簿に關し町村制第十八條乃至第十八條の五に規定する期日又は期間に依り難きときは府縣知事に於て別に其の期日又は期間を定む但し其の選擧人名簿は次の選擧人名簿確定迄其の効力を有す

北海道會法中改正法律案

右本院提出案送付候也

昭和五年五月十日

衆議院議長　藤澤幾之輔

貴族院議長公爵德川家達殿

北海道會法中左の通改正す

第三條第一項中「帝國臣民たる年齢二十五年以上の男子」を「年齢二十五年以上の帝國臣民に」改む

附　則

本法は次の總選擧より之を施行す

○**議長（公爵德川家達君）**　高橋琢也君の質疑の通告がございますから發言を許します。

（高橋琢也君演壇に登る）

○**高橋琢也君**　唯今提案になつて居ります市制中改正法律案、之に對しまして私は政府の御所見を伺ひたいと存じます此法案が通過いたしますれば　我が帝國の女子は初めて人間一人前と申しますかまだ一人前には足りませぬでございませうが、少くも開闢以來初めて公の權利を得る、斯う云ふことになる、凡そ我國の女子ほど惠まれて居ないものはない、是は今更私が申上げませぬでも、どなたでも御承知である、誠に氣の毒千萬なことであります、それ故に四十五議會では治安警察法の中の第五條の二項にある女子に政談演説を聽かせやうと云ふ、之を禁じてあつたのをさせやうと云ふことにしたのに付きましては、元と此處に居られた鎌田榮吉君、服部一三君、是等の同僚と私は諮りまして、日本の女子は誠に氣の毒なものであるから、どうか斯かる瑣末なことまでも女子は禁止せられて居ると云ふことは、今日の文化の上から如何にも氣の毒と云ふよりは、寧ろ甚だ女子に對して冷遇と言つて宜いか、虐待と居つて言ひか、是は好ましからぬ條項であるから、是は除くことにしやうぢやないか……其通りだ、是は除いてやらなければならぬ、既に議院では女子が皆政談演説を自由に聽き得られる、然るに一歩議院を出れば、聽くことが出來ないと云ふのは、誠に遺憾であると云ふので、既に第四十四議會で衆議院から廻て來ました法案は不幸にして當議場で葬られましたけれども、實は其當時でございます、或議員が、高橋さん、あなたは大變に熱心にあの法案を支持して居られるやうであつたが、あれは貴族院はまだ十年は通りませぬよ……不幸にして四十四議會では「パス」しませなんだが、其時は私は

あゝさうですか、貴族院が十年後れて居るのですかい、と言つたと思うて居ります、然るに翌年は大正十一年の三月二十五日の會議でございました、目出度く此議場を通過しましたのです、殊に大多數で通過したのです、其節議長は私に向つて賛成演説をするかと御尋になつたのでございますが、時間もなし、又議場の空氣を見ますと　既に過半數の人が贊成をして居るやうに窺はれましたので、其事を申上げて、私は演説を中止、見合はせますと申上げた位である、果して是は通過いたしました、此議場を通過したのも時勢が既に是は許すべきものであると云ふことを皆様が御了解下さつたことであらうと存じまする、然るに今日の此法案は衆議院で殆ど全會一致を以て可決になつたもの〻やうに承つて居ります、衆議院で既に是だけの公民權を認めて居る、御承知の如く朝野兩黨が共に倶に一致して此法案を贊成したと云ふものは、殆ど他には何にもございますまい、此法案ばかりであらうと思ふ、さすれば國民全體は既に此女子に對する公民權は與へなければならぬものであると斷じたことであらうと思ふ、それであるから是は無論私は當院も通過するものであらうと信じて居りまするが、唯衆議院で政府は餘り好い御返事を爲さらないやうに伺つて居る是が私に分らない、どう云ふ譯であるか現に濱口總理大臣は土佐の御出身である日本の自由民權と云ふものは何處から初めに起つて來たか、土佐から起つて來たと言つても宜からう、是は土佐御出身の首相が御自慢になつても差支ないものである、殊に明治元年三月十四日の五箇條の御誓文中、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべしと宣はせられた、之が初めて日本で定まつた國是の中の一箇條であると存じて居ります、舊來の陋習を破ると云ふ……大きなものも小さなものも澤山ございまするが、殊に明治四年には女子が御齒黑を附けることなどは廢せられた、是も陋習として廢せられたのであらうと思ひます、然るに七千萬國民の中で半分は女子であるが、此半分の女子は矢張り今日に至るまで權利自由、教育上から公のことは申すに及ばず、一家庭に於て迄も女子は差別の待遇を受けて居るのです、此差別は除かなければならぬことであらうと思ふ、或同僚は是は今日の話でない、大分前の話でございます、殊に其同僚は今は十萬億土に行つて居りまするから、申しても差支ない、併し名前は申しませぬ、私が女子に政談演説を聽かせることにしたいぢやないか、どうか君も一つ贊成してはどうかと言ひましたらばそれは御免蒙る斯う云ふ話です、どう云ふ譯だ、此位都合の好いものはないのです、實は自分等も妻のことを思ふと此位柔順で、することは下女以上と言ひたいが、下女にずつと優つて居る、謂はゞ之を高等下女と私は思つて居るのだ、それであるから今玆に是等に向つて政談演説を聽かせるの、參政權をやるのと云ふやうなことが出來たら大變であるから、それは待つて貰ひたいと、斯う言つたに付て私はなんぼ私のやうな亂暴な男でも、二の句が繼げませなんだ、まあさう云ふ人も以前はあつたのです、今日は無論あらう筈はない、翻つて一昨年私が丁度米國を初め歐洲十五箇國を巡りました時に「チエツクスロヴアキア」のやうな新しい小さな國ですら、女の衆議院議員が七人居りましたのを見まして、あゝあ日本は東洋の第一の文明國であるが、女子はまだ之を夢みることが出來ないなあと言つて歎息したのです、御承知の如く英國には現在は大臣にも巡査にも女が居る、それに日本は何と云ふことでございますか、實に氣の毒千萬、其一方は舊來の道

徳とか、教育とか云ふものが此處に致したのでございませうか、教育の機關まで差別してある、さうして私は常に地方に行きまする毎に女學校で講演をしまするが、何れに行つて見ましても校長、教頭と云ふやうなものが、どうも亞米利加は女子にひどい權利が與へてある、所謂女尊男卑である、日本にあの風が移つたら大變でございますから、我々は常に斯う抑へて居ります、而も或縣の女子師範學校に行つて私が校長に、どのやうな演說をしても宜いか、宜しうございます、併し此學校では成るだけ抑へて居りましてどうか亞米利加のやうな女にならぬやうにして居ります、あゝさうか、段々方々の學校へ行つて見ると、校長がさう云ふ考を有つて居られる、私は反對だよ、寧ろ亞米利加より以上な日本の女子は權利を有つやうな心得になつて貰はなければ迚も是ではやり切れるものでない、斯う云ふ人が出來ては……今迄のやうな家庭教育をして行くなら、日本の是から出來る學生は殆と女子のやうな人間ばかり出來てしまう、それぢや日本が文明國と云つても名ばかりで、本當の大きな仕事は出來ない、さう云ふやうな意氣地のない人ばかり拵へると、さあ海軍の軍縮問題見たやうに、どうも他所の國が怖くてならない、日本が他所の國が怖くてどうして發達する、日清役でも、日露役でも怖くなかつたから出來た、是は怖かつたら出來るものでない、それを或方面では今でもビク／＼してござるが、そんなことぢや是から先き日本の發達は望まれない、其本は何處にあるかと云ふとどうしても子供の中からの養成である、家庭の教育だ、其家庭の子供を養成する女子が既に業に柔弱であつたとすれば、立派な剛健な人間が出來やう筈がないのであるだから私は此點から見ても女子にやるべきだけの權利はやり、さうして一方から責むべきだけの責任は責めて行つて宜しいと思ふ、殊に日本の今日ある此文明に至つた徑路を尋ねて御覽なさい、皆天保生れの學者や政治家が玆に致したのである、就中天保生れの學者が丁度維新時分に亞米利加は斯うなつて居る、佛蘭西は斯うなつて居る、獨逸は斯うだと言つて教へたのである、其時の一例を擧げやすと玆に居られる西紳六郎君の岳父、西周男、是が陸軍條約を拵へた場合に現在ないものが條例の中に書いてあるから小澤軍務局長が、西先生是はまだございませぬがと言つたら其通り、之を拵へて見せて置かなければ皆知らないのだ、是が後進國の情なさだ、是は君等初め知りやすまい、拵へて置くのだと言つてないもの迄も是は後とで要るものだと言うて條例に入れられた、さう云ふやうに殊に私は明治三年に大學の教官になつた時分、權利と云ふ字は玉篇に里と云ふ字を何時でも飜譯した所が、西さんや箕作さんは利の字を今の立刀のかゝつた字にする、是は私はどうも字の……例へば獨逸の「レヒト」佛蘭西の「ドロワー」英吉利の「ライト」です、是は遡つて見れば權利の利の字の立刀のかゝつた字が惡いと云ふのではありませぬが、相當先に遡つて鑿穿すればさうであるけれども、權利と云ふのは何時でも上にある者か、若くは强い奴が持つて居る、それで捥ぎ取らなくちやならぬ、捥ぎ取ると云ふのには此立刀のかゝつた强い利の字でなくちやいけない、獨逸の「レヒト」佛蘭西の「ドロワー」之を飜譯する時にあの利の字に定まつたのです、それ以來は私共はあの字を使ふやうになりましたのですが、初めはさうでなかつた、が當時の學者は皆指導啓發と云ふことに大變に意を用ひたのです、後進國の人間であるから、何處までも是は啓發して行かなければならぬ、指

導して行かなければならぬ、それ故に今の日本の女子はどうですか存じませぬが女子の心理は私も知りませぬ、知りませぬが向上心のない女子は一人もなからうと矢張り思ふ、是等の人は既に向上心がある、又時世を知つて居るに違ひない、さう云ふやうな人をして各國は現に斯うなつて居る、文明は斯うである、今權利を與へた所で女子が此權利を振廻して惡いことをするかと云つたら、それは三千五百萬人の中にはたまにはあるでせう、女子だつて泥棒もするのである、ないとは言はない、がどつちが利益であるか、やつた方が十倍、百倍、千倍の利益だらうと思ふ、殊に自由　權利　斯う云ふことは明治の初めから是は土佐から起つて來たものである、種は土佐にあつて生へて來たものと思ふ、其後私は大林區署長として土佐に赴任したことがある、何か云ふと返事が「セー」と云ふ、玆の人は皆「ドイツ」語を知つてる、斯う思つた、さう云ふやうにあつて又土佐の女子に私が屢々話をした場合に、土佐は違ひますよ他の方面の女子とは違ひますよと言はれたが果して其通り、現に土佐程ものゝし易い、役人で行つても困難だと云ふがちよつとも困難ではない、何故なれば哀訴とか歎願と云ふものは土佐人は斷じてしない、縣廳の給仕が、おい、郡長が來て之を課長に持つて行けと云ふが、一體郡長は縣廳の給仕を使ふ權利があるかな、斯う云ふ土佐の人種はさう云ふ風です、それですから私は生粋の土佐人が惡いことをすることを聞いたことがない、さう云う所で御生れになつた濱口首相であるのである、殊に後藤象次郎、板垣退助と云ふやうな方は慶應三年十二月十五日に王政復古の仰せ出された時に之が參與で居られる、ところが丁度熊本の細川喜延侯と云ふ方が居られる、名乘りは何と讀むか分かりませぬ喜延侯が矢張り議定で御出になつて、それから溝口孤雲、津山田三郎此二人が參與で出た、丁度後藤象次郎、板垣退助、是が參與で；薩摩からは大久保一造、西鄕吉之助　長州からは井上聞多、廣澤兵助と斯う出て居る、此位王政復古をした人である、さうすると安達君の先輩の肥後の人には斯う云ふ立派な人が而も維新の初めに出て居つて、其時に五箇條の御誓文が出たのでございますから、安達君が內務大臣として今日止むを得ない、政府では之に反對しなければならぬとか、同意することが出來ぬとか仰つしやる點があれば別として、安達君個人とし、又民政黨が普通選擧制を主唱せられた廉から考へて見ても、此法案に不同意を仰つしやることはなからうと私は信じて居る、けれども何だか衆議院では言葉を濁されたと云ふやうに聞いて居りますから、本日私は政府の御所見を伺ふのは玆なんです、必ず是は御贊成のあるものであらうと思ふが御贊成があるや否やと云ふことを明にして置きたいのです萬々一何か政府の御都合で不贊成であると云ふやうなことがありまするならば、どうか濱口總理大臣と安達內務大臣は少くも心氣を一轉して貰つて、之に贊成して戴きたい、是は一つの希望として申上げます。

（政府委員齋藤隆夫君演壇に登る）

○政府委員（齋藤隆夫君）　只今高橋さんの御質問に對しましては內務大臣自身に於て御答を爲さるべき筈でございまするが、只今豫算分科會に出席して居られまするからして、私から大要御答を致します、御承知の如く日本の婦人は之まで國政に參與する權利を與へられて居らなかつたのであります、固より時代は餘程變化し進歩して參つたのでありますが之が爲に新に日本婦人に國政參與の權

利を與へることが、國家の爲に利益であるか無いかと云ふことに付ては、御互に考へて見なくてはならぬと思ひます、最も冷靜に、最も愼重に考へて見たいと思ふ、西洋諸國に於きましては、婦人の參政權問題は殆ど全部解決をせられて居ります、一二の例外はありますけれども、先づ大體に於て解決せられて居るのであります、東洋の婦人は昔からして、政治上の權利は排斥せられて居る、併し西洋婦人が有して居りまする所の權利は、悉く東洋の婦人は握らなければならぬのであるか、之を握ると云ふことが國政運用の爲に、又東洋婦人の長所及美點を發揮するが爲に利益であるか無いかと云ふことに付ては、考へて見なければならぬのであります、併し本案は國政參與に關する權利を與へんとするのではなくして、地方自治體の行政に參與する所の公民權を與へんとするのであります、此點に付きましては、政府は趣旨に於きましては別に反對は致しませぬ、主義に於ては反對いたしませぬけれども、之を實施するに當りましては考へねばならぬことがあります、何であるかと申しますると、本案に於きましては唯女子に公民權を與へると云ふことが規定してあります、此儘本案をば法律として實施すると云ふことになりますると云ふと、今日の婦人は無條件で公民權を獲得する、其結果として市町村會議員の選擧權、被選擧權及名譽職に選擧せらるゝ所の權利義務、進んで府縣會議員の選擧權及被選擧權をも獲得することになるのであります、政府は此無條件の公民權をば、今日の女子に與へると云ふことに付ては遽に贊成することが出來ないのであります。即ち公民權の範圍、公民權の要件等に付きましては、種々攻究しなければならぬことがある、故に先づ我々としては婦人に公民權を與へると致しましても、所謂漸進主義で秩序的に進步して行きたいと云ふのが政府の大體の方針であるのであります、故に市町村會議員の選擧權をば婦人に與へると云ふことに付ては大體に於て異存はございませぬけれども、それも男子と同等な條件に於て與へるか、今日の男子は年齡二十五歲以上で、二年以上其市町村內に住居して居ります者が公民權を獲得することになつて居りまするが、女子も是と同等な條件に於て與へるべきものであるか、女子には財產上及年齡上の制限をする所の必要があるか、無いかと云ふ、斯う云ふ點に付きましても、愼重に攻究をして見たいと思ひますからして、本案其ものに付きましては、遺憾ながら直に贊意を表することは出來ないのであります、兩院を通過したならばどうするかと云ふことでございますけれども、兩院を通過いたしましたならば是は仕方がありませぬ、日本に立憲政治始つて以來兩院を通過した法案が御裁可を受けなかつた例はないと思ひますからして、兩院を通過したならば是は致方ありませぬが、現在に於きましては政府としては、本案其ものには贊成をすることが出來ないのであります、左樣御承知を願ひます

○議長（公爵德川家達君）　高橋琢也君

（伯爵二荒芳德君發言の許可を求む）

○議長（公爵德川家達君）　高橋君に今發言を許しました

（高橋琢也君演壇に登る）

○高橋琢也君　只今政府委員から御答辯がありました、私は總理大臣がお出になつて居るので、總理大臣から御答辯を下さることゝ思つて居つた、總理大臣は其處にちやんとお出でになる、それにも拘らず、內務大臣が居らぬから私が代つて答辯するのだと云ふことで、政府委員が御答辯になつた、先刻から總理大臣に

御答辯下さいとまでは私は申上げない、併し是は段々土佐の歴史まで申上げましたのだから、大方御答辯下さることゝ思つた、それは姑く措きまして、今政府委員は此儘では贊成が出來ない、無條件ぢや贊成が出來ない、それならば修正すれば宜しいでせう、篤と考へて置かなければいかぬ、自治制を布いて何年になりますか、政府の當局では此位のことを平常考へて居られないですか、我々のやうな低能の……兒童とは言ひませぬ、もう子供ぢやない、八十四だから子供ぢやないが、併し私は生れは羊の年だから、獨逸の諺では羊の頭と云へば低能となつて居る、だから私は先天的の低能かも知れない、併ながら此位のことを判斷するのはまだ綽々として餘裕がある、こんなことを、條件が足りないか足りるとか、男子と同じやうにしなければとか、女子と云ふものを入れるならば、斯うしなければならぬとか、それ位のことは政府にちやんと御調が著いて居なければならぬ、著いて居る筈である、平田東助子が取調をして自治制を布いた、獨逸の「スタイン」の自治制を基にして自治制を拵へた、其時分から是等を拵へる人の頭の中には、それ位のことはある筈である、それを今時分の政府委員は之を篤と御考にならなければ其條件もどう云ふ條件を附けて宜いか分らぬと云ふやうなことでは、誠に恐入つたもので是れ程に日本の進歩が遲々として居るかなあと、誠に恐入つた、併し本院を通過すれば兩院を通過したのであるから、兩院で議決せられたもので是まで御裁可にならないものはないと仰しやる政府も仕方なしにそれは應ずると仰しやる、誠に好い御答辯を承つた、大方本院を通過することであらうと思ひます、併し本院は丁度豫算委員會だとか、やかましい義務教育費國庫負擔金と云ふやうな委員會があつて多數お出でにならぬのでありますから、それは聽かなかつた、惜しい哉、高橋の意見は聽かなかつたからと云ふので、或は之に政府がさう言ふならば、政府の方に贊成して置かうかと云ふやうな御方があるかも知れぬから、惡くすると本年は是がどうもお陀佛になるかも知れない、私は通過するものと見て居るが、唯斯かる問題に付て、既に男子に許すが、女子では同じやうにはいかぬと仰しやるならば、其いかぬ點を私は一つ承はりたい、是は政府委員から承はつても宜しい、女子では此儘ではいかない、それも併し篤と考へなければ分らぬぞと仰しやるならば、其考へなければ分らぬと仰しやる事だけの御考でも宜い、それを承はりたい、それから總理大臣の之に對する御所見は如何、まさか僅に女子の公權である、之を許した所で府縣會議員になるのが止めだ、其位小つぽけなる事は俺等の總理大臣に迄之を尋ねると云ふのは、非常識だとも仰しやるまいと私は思ふから、どうか之に對する御所見を承はりたい。

（國務大臣濱口雄幸君演壇に登る）

○國務大臣（濱口雄幸君） 先刻高橋君は婦人の問題に付て頗る進歩的の御意見を以て熱心に御述べになりましたそれに對して私の意見を求められたのであります、高橋君の御熱心に對しましては深く敬意を表します、併ながら物には自から順序があると存じます、御維新前後の事を御述べになりましたが、其當時の日本の國民の飛躍の狀況と云ふものを、直に採つて以て今日に適用する譯には參らぬと存じます、物には自ら順序がある、其順序を誤つたならば、其害たるや挽回が出來ぬと存じます、固より文化の進歩に伴ひ、又女子の知識の發達並に其自覺に應じてそれ〲之に順應したる所の適當なる制度を設けんければならぬことは

申す迄もありませぬ、其點に於ては政府も誠意を以て篤と考慮いたして居る積りであります、本案に對しましては先刻政府委員より御答を申しました通り、公民權を婦人に與へると云ふことに關しては大體に於て異論はありませぬ、唯政府委員も申した通り、其公民權の範圍とか、其資格の條件に付て尙ほ十分に考究を要する餘地が殘つて居ります、然らば今日迄さう云ふ問題に關して何等の研究をして居なかつたかと言ひますと、さうでありませぬ、熱心に研究して居りますけれどもまだ結論に達して居ない點があるのであります、依て其點に付きまして是より十分に調査考究を遂げなければならぬ從て本案に對して今直に此場合同意を表すと云ふことは出來ないと云ふことを御答へ致します、尙ほ其他の調査考究を要すると申しました點に付ての御質問に對しては政府委員より更に御答へ致します

（政府委員齋藤隆夫君演壇に登る）

○政府委員（齋藤隆夫君） 政府委員に對する高橋さんの御質問に對しましては只今總理大臣より御述べになりましたので十分に盡きて居るやうに考へて居ります、詰り婦人に公民權を與へると云ふ條件に付ては、十分に調査が出來て居る筈であるが、調査が出來て居らぬと云ふのはどう云ふ事であるかと云ふ、御尋であつたやうに拜承いたして居りますが、今調査中でございまするけれどもまだ具體的に調査の結論をば發表する迄の程度に至つて居らぬのであります、それだけの事よりか外に御答を致します事柄はないやうに思ひまする、尙ほ細かしい事は委員會に於ても色々參考書などをば御示しをして御諒解を得ることが出來るだらうと思ひますが、今日は是だけの程度で御免を蒙ります

○高橋琢也君 細かい事は委員會に於て質問せいと仰しやるやうな御言葉でしたもう此場合の質問は是で打切ります

○伯爵二荒芳德君 政府當局に一言の質問を致したいと考へます、簡單でございますから此席から致します

○議長（公爵德川家達君） 宜しうございます

○伯爵二荒芳德君 只今の問題に付きまして一言政府當局に御伺ひ致したいと存じます、高橋琢也君の御質問に付きまして、濱口總理からも高橋琢也君の進步したる御考の下にと云ふ御言葉がありました、私は此機會に於きまして、高橋君の仰せられました一とくさりの中に、亞米利加の婦人を根據として日本の婦人の參政權を論ぜられましたことに付きましては、多大の異議を申出たいと思ふのであります、進步と云ふことは、明治維新直後の影響を受けた人々に於ては、西洋を模倣することゝ即ち進步なりとし、若くは舶來品即ち優良品なりと考へるが如き傾向があつたと存じますが、既に昭和の日本に於きましては、我々は日本の國家の眞面目に對しまして創作を要求して居ります、徒に外國然るが故に日本爾かあるべしとか、或は外國の先進國を後進國たる日本が模倣すると云ふやうなことは、甚しく退步だと思ふのであります、此故に、勿論一つの形容の言葉であつたらうとは存じまするが、婦人參政權の問題、若くは公民權の問題と云ふものは、實に眞面目な問題だと存じます、又五箇條の御誓文に仰せ出されました思召と云ふものは、決して外國模倣ではないのであります、神武の創業に還れと云ふ民族的の深き信念の下に行はれましたる所の御改革であつたのであります私は婦人參政權の問題、公民權の問題を決して否定するものではありませぬ、併ながら其根柢たるや必ず日本の個性に基きまして、而して此重大なる國民としての權利を御

與へになるかならぬかと云ふことを當局に於て十分御考究になることを希望するのであります、斯う云ふ意味に於きまして一言、御答を得ると云ふこと迄は願ひませぬ、若し暗默に：　御起ちにならなかつたならば、私の所信に向つて、暗默に御答を戴いたものとさう感じたいと存じます

（高橋琢也君發言の許可を求む）

○**議長（公爵德川家達君）**　高橋君はどう云ふことですか

○**高橋琢也**　只今二荒伯から私の質問演說に付きまして御意見が出ました、一言私は辯明したいと存じます、御許しになりますか

○**議長（公爵德川家達君）**　左樣な御要求には許すことは出來ませぬ

○**高橋琢也君**　それは又どう云ふ譯ですか

○**議長（公爵德川家達君）**　此際は質疑に御止めを願ひたいと思ひます、討論は委員長の報告になつてからに願ひたい暫く御猶豫を御願ひ致します

○**高橋琢也君**　只今議長から御差止めになりましたから、それでは暫く機會の參りまするまで御待ちをして機會が參りましたならば二荒伯に私は申上げたいと思ひます

○**議長（公爵德川家達君）**　特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます

（瀨古書記官朗讀）

市制中改正法律案外二件特別委員

侯爵佐々木行忠君　子爵白川資長君
子爵淸岡長言君　塚本淸治君
男爵黑田長和君　高橋琢也君
阪本釤之助君　金子元三郎君
高廣次平君

貴族院委員會第一日に於ける論戰

（五月十二日速記錄轉載）

昭和五年五月十二日（月曜日）午前十時三十五分開會

副委員長（阪本釤之助君）　是より會議を開きます、政府を度々促がしますが、大臣は本議場に出て居ると云ふことであります其他も皆差支があつて即時出席が出來かねる趣であります、それに拘らず何か意見の御交換でもございますれば、御發言を願ひたいと思ひます

○**高橋琢也君**　政府の當局も、大臣政府委員共に出席がない、又或は政府委員たるべき資格を備へて居なくとも、各省から法案に關係の場合には技師其他の人を何時でも出して居つて：　それが出て答辯をした場合もあるやうに考へますが、さう云ふやうなことは此場合出來得ませぬでせうか、如何でせうか

○**副委員長（阪本釤之助君）**　之に付ての御意見を委員諸君より、御考がありますれば御述べを願ひます：：是は一つの議會對政府の關係でなか／＼重大なことであります、是まで政府委員にも非ざる人に此公式の席へ出席を求めたと云ふ譯でもありますまいが、出席を許して、參考に物を聽いたと云ふやうな何か先例がありませうか、ちよつと副委員長は心得ませぬが：：便宜なことではありまするが大分其關係の大なることであると存じますが何か御列席の諸君の中に御記憶の方がありませぬでございませうか

○**塚本淸治君**　幾らも例はあります、要求に依り若くは政府の希望に依り、政府委員の辭令の無い政府の官吏が出て、質問に應じ或は說明に當つたことは幾らも例があります、詰り委員長ですか或は委員會ですか其何かの許可を得て發言を許された例は幾らもあります

○**副委員長（阪本釤之助君）**　それでは諸君に於て御異議がございませねば、何人かを呼びまして列席をさせることに取計らつて御異存ございませぬか

（「異存ございませぬ」と呼ぶ者あり）

○**男爵黒田長和君**　それは大きに差支のないことでありまするが、此問題は政府の考を聽くと云ふことが主もなものだらうと思ひますさうしてなか〳〵深い問題でありますから、成るべくならば政府委員の方が宜し、さうして責任ある說明をせられるやうにしたいと思ふのであります、今若しさう云ふ都合で政府委員が出られないと云ふことでありますなら如何でございませうか、何時か午後二時とか三時とかに再開すると云ふことに御決めを願つて、其時に政府委員が出席するやうに今から御申込になつて置くと云ふことであれば、其時には政府委員が出席して說明すると云ふことになりはしないかと思ひます

○**高橋琢也君**　只今黒田男爵の御說もございますが、其午後の二時とか三時とかを限らずに、私は國務大臣…內務大臣が既に此處へ出る積りであると言うて居られる以上は、何ほ結構ですから政府の方の都合で出得られる場合を豫め決めて貰つて、例へば午前中でも何時頃からならば出る、或は午後になつても何時頃なら出ると斯う云ふことで已むを得ぬ場合に向つてそれでは政府委員を出すからと云ふやうなことにして貰ふなら何ほ結構ではないかと思ひますから、さう云ふやうな取計ひにはなりませぬか

○**男爵黒田長和君**　それは何れでも私は宜しいと思ひます

○**一番白川資長君**　成るべくならば內務大臣も出席されると云ふことでありますから、出席される時に開會して戴きたいと思ひます

○**塚本清治君**　黒田男爵の御意見に贊成いたします

○**副委員長（阪本釤之助君）**　さうすると高橋君の御說と稍々折衷說ですが政府の都合次第で開く、斯う云ふことですか

○**男爵黒田長和君**　已むを得ざればそれでも結構と思ひますが、我々と致しましてもいつ何時政府が都合が好くて來るか分らないと云ふことで始終それを待つて居なくちやならぬと云ふことは私としては非常に困ると思ひます、何時からあると云ふことが分れば外の重要な會にも其間出られます、重要な仕事も其間にすることも出來ますけれども、時間を御極めにならずに政府委員の都合に依つて開くと云ふことになりますと何も外のことは出來ない、それは私としては困る

○**副委員長（阪本釤之助君）**　御尤なことでありまして、皆さん色々御兼ねになつて居ることがありまするので、何處にお出でになるのやら、政府が出て來ても政府の方が待つて居る、委員は僅に少數ほか集まらぬと云ふことが出來するかも知れぬ、何かそれは時間を極めて此處で開く時間が極まれば極めた方が宜からうと思ひます…只今政府の方から政府委員を差出すことに折角骨を折つて居るから暫く御待ちを願ひたい、斯う云ふのです、暫時御辛抱を願ひまして何ほ其成行に依つて御相談することに致します、二三分御待ちを願ひたい

○**高橋琢也君**　それでは此際ちよつと會議と言はずに速記を止めて種々御話を致したいと思ひますが差支ありませぬか

○**副委員長（阪本釤之助君）**　それでは速記を止めて…

（速記中止）

○**副委員長（阪本釤之助君）**　大臣も出ると云ふことでありますし、政府委員も出席されましたから速記を始めます

○**高橋琢也君**　此市制法中の改正案に對する此議案に對して、他の二案も皆關聯して居るやうですから、一緒に質問して宜しうございませうか

○**副委員（阪本釤之助君）**　殆ど同一のものでございますから市制、町村制と分たずに兼ねて御質問を願つたらどうかと思ひます

○**高橋琢也君**　政府委員に御尋ねしますが、此三法案、殊に北海道と云ふものは、御承知の如く一種の植民地である實質を有つて居る所であるのですから、從來法律が內地各府縣に實施したものでも、北海道と沖繩は一時見合はされた例も澤山ある、確か今日もまだあらうと思ひます、が此法案に依りますと、北海道と內地と同樣に一律に之を御施行になるやうでございまするが、北海道に於て之を施行する、是はまあ政府の案ではないけれどもさうなつて居りますが、政府は北海道に向つては特別な何か御考を有つてお出でになりますか、如何ですかと云ふことを一つ御尋ねい

たしたい、それから此法案に對して政府は昨日も政府委員からも總理大臣からも　まだ十分な調査が出來てないから本案には賛成であるけれども、直ぐでは是は出來得ない、斯う云ふ御答辯でございました、さうすると政府で以てまだ此公民權を女子に與へると云ふことは尙早であると云ふ御考でございますのか女子に對して公民權を與へて宜しいけれども之を實施する場合に當つて男子と女子は多少趣きが違ふから、直ぐ實行すると云ふ上には此法案では差支が出來る、それ故に此法案を修正若くは或程度までの制限を加へると云ふやうなことにすれば出來得る、斯う云ふやうな御考のやうにも承はりましたが、そこらに付てはまだ政府の御調査が出來て居りませぬのでございませうか、或は國民の現在の有樣を見て、女子がまだ此公民權を與へてやつても、實地に能く通用することは出來ないと思つてお出でになるのでございませうか、此兩點が承はりたい、で又政府に於て御調がまだ不十分であると云ふことであれば、今期議會に於て出た此法案に對しては、直に政府は御同意が出來難いが、併し近い將來に於て政府は之を與へるのである、さすれば、此次の通常議會に於て其法案を政府から御出しになるだらうか、是が一つ伺ひたい

○國務大臣（安達謙藏君）　私遲刻して罷出ましたから、今御質問の第一の方は能く承りませなかつたのであります、北海道に關する云々と云ふことは承知いたしませなかつたが第二のことは今拜聞いたして居りますから第二の方から御答いたして宜しいのでありますか

○副委員長（阪本釤之助君）　第一は植民地であつて内地とは制度を自ら異にして居るが、今度は一緒に改正すると云ふ案であるが、政府としては北海道に付ては特に御考があるかどうかと云ふ御問ひでありました

○國務大臣（安達謙藏君）　第二のことを御答することが最も必要と考へますから、其ことを御答へ致します、大體は昨日總理大臣も御答し、齋藤政務次官からも御答したので盡して居りますが、大體論として婦人に公民權を與へることも宜しいと考へて居ります、唯其内容に付きましてはです、今此處で此法案のやうに無條件で與へると云ふことは多少考慮を要する、玆に直に府縣會議員の選擧權、被選擧權をも獲得するやうになりますから、要するに婦人の參政權問題と關聯しまして、是は漸進主義で進みたいと云ふことに考へまして、此案には賛成することを留保して居るのであります、大體論と致しましては、御話の通り公民權を女子に與へることに賛成であります、唯其選擧權被選擧權も與へる、又名譽職に選擧せられることも與へるか、府縣會議員選擧權及被選擧權も與へると云ふことに付て又年齡等に行きましても、もう少し研究する必要がある、斯う云ふことに考へて居りますそれから次の議會には出すかどうかと云ふ御尋ねでありますが、御尤であります、私の考へでは新聞紙で御承知の通り、選擧革正の爲に委員會を政府は作つて居りまして、其中で女子の參政權問題も一つの主なる問題ともなつて居ると思つて居りますから、それで女子の參政權問題と此公民權問題は關聯して論議せられ、考究せられるものと思つて居りますから、此委員會に於きまして、婦人參政權問題から公民權問題に觸れはしないだらうかと考へて居ります、さうしますと此委員會の意向は確に婦人問題に關する所の根本を解決するに大關係があると思ひますから、其意嚮をも參酌してさうして大體を決めることが最も穩當ではなからうかと、斯う云ふ考を今日持つて居るものであります

○高橋琢也君　それから北海道のやうな殖民地に對しての政府の御所見を伺つて居りますが、それは如何でございますか

○國務大臣（安達謙藏君）　北海道の殖民地としては、あそこは臺灣とか樺太とか云ふやうにはなつて居りませぬ、内地同樣になつて居りますから矢張り與へることになれば同一に與へなければならぬと考へて居ります、北海道は殖民地待遇は致して居りませぬ

○高橋琢也君　私の御尋を致したのは、政府に於て御調査が未だ屆いて居らない、斯う云ふ點で今日之を御許しにならないのか、或は日本の女子の教育其他の程度に於て、今日の有樣では未だ公民權はやれない、斯う云ふ御考へで玆に反對をなされ、即ち本案に御同意をなさらぬ譯であるか、斯う云ふ意味であつたのです、それで今内務大臣の仰せに公民權

をやれば次いで來るものは參政權である、婦人參政權であると仰しやるやうに聞えたのですが、果してさうでございまするならば、大變將來迄のことを御考へになつて、今日は尙早であると云ふことより反對をなさるのであらうと思ひまするのですが、併し婦人參政權の問題も、既に普選を政府が御許しになる、議會も許して居る、而も普通選擧と云ふことは、今の內閣の立場としては內務大臣も、民政黨に於て既に是は主張せられたと云ふ迄になつて居る、常に御話も承はつて居ると云ふ位でございますから、普通選擧を許さるゝと云ふ以上は、女子に參政權を與ふると云ふことも是は當然なことゝ私は思ふのです、況や女子に公民權を與へる、公民權を與へたれば女子は我々は既に日本帝國の臣民として、一人前の人間と定められて居る權利を認めて居る、斯う云ふことに想ひ至れば女子の向上心は二倍も三倍も向上するだらうと思ひまする進むだらうと思ひまする、左すれば日本のやうな溫良なる女子であるから公民權を與へ、若くは參政權を與へた所で政治上に害を及ぼすと云ふことはない、或は十分に働いて居る女子の現在の有樣を見ますると、誠實であつて勸勉である、男子も及ばぬのが多い位である、それであるから是等の女子を縱令政治上自治上の運用に多少及ばぬ所があつても害はないと私等は思つて居るのですが、それ故にそれ程に政府で御心配を爲さるやうな必要はないと思ふ、又現在の有樣で行きますると、既に之を見て、國民の代表者たる衆議院議員が朝野兩黨ともに擧つて、是は女子に參政權を與へにやならぬぞよと云ふ點から立案したものゝやうに私は見て居ります、さうして民政黨の副總理の位置にお出でなさる安達さん此內務大臣、幸に內務大臣としてお出でになるから、私は此案には十分御贊成であらうと思ひ、又今御答辯になつた點を見ても御贊成になつて居つて、總理大臣も矢張御贊成になつて居ることを仰せになりました、して見れば唯今日調査が不備であるから、其調査が不備であると云ふ點は誠に申上げにくいが、現政府ばかりでないでせう、歷代の政府が是は分り切つたことであるに拘らず、今日まで之を調査して居らなかつたと云ふことは、政治上非常な怠慢である、國民の爲に此政治をして居る政府、內閣、私必しも現內閣の不行屆を責めるのぢやございませぬ、歷代の內閣が至らなかつたのは遺憾千萬である、少くも現內閣は自分の與黨が擧つて贊成して居るものを不贊成でお出で爲さる、是はどう云ふ意味であらうか、與黨は現內閣を支持するのではない、現內閣と云ふものは與黨から起つて來て居る現內閣である、其與黨が擧つて贊成して居る所を現內閣が反對なさると云へば、誠に妙な現象であるが、それは或は伺つたら答辯の限りでないと仰しやるかも知れないが、どうか三百的の御答辯でないやうに、政治家として殊に私が今申上げるのは、安達內務大臣は、國民の死活が懸つて其雙肩にあるのである、今日の國民は此就職難、經濟難に陷つて困難をして居る場合に、唯幸に安達謙藏さんのやうな確かな方が內務大臣になつて居られるから、我々七千萬の國民と云ふものは之に依賴して居れば生命財產の安固は保てるのである、斯く信じて居るものと私は思つて居る、それ故安達內務大臣の一言一句、一擧一動は國民が刮目して見て居り、又常に神經を惱まして居ることであらうと思ふ　其際であつて國民の……七千萬國民の半數を有つて居る女子が、唯政府の手續が十分でない、それ故に事柄が宜いから贊成であるけれども、今直ぐは是はやられないぞよと云ふやうな、素氣ない挨拶では國民全體が非常な失望をするのであらうと私は信じます、それ故に與黨が擧つて贊成したものを政府が不贊成なさると云ふのは、どう云ふ理由であるかと云ふことにまで進んで御尋をするのは、甚だ私は遺憾であるけれども此點を一つどうか、私の納得の出來るやうな御答辯を戴きたいと思ひます

○國務大臣(安達謙藏君)　此婦人問題に高橋さんの非常な御同情で、熱のある御話は大變私謹聽いたして居ります、昨日殘念なことには丁度分科の爲に來て居りませぬでしたが、昨日の御演說は今朝速記錄で讀みまして、大變御熱心に昨日は御話しになり、又只今の御話を承はりまして、私斯う云ふ場合で個人の意見を言ふべきことでありませぬが、若し單純に私の個人の意見を申上げましたならば大體に於てあなたと私と感を同じうすると申上

げても宜しいのでありますが、併し玆に仕事をする以上に、唯卒直な意見ばかりで述べましても、實行は頗る至難なことであります、それで實際家としては其程度を見計らつて、そこに社會の趨向を察知して、さうして處理して行かねばならぬ、それで個人としての理想は理想として置きましては、此婦人問題の公民權、參政權の問題を引つくるめて申しますれば、私は漸進主義で行つて、先づ市町村の公民權より解決する、其公民權の問題に付ても、選擧權を附與するに止むべきかどうか市町村會議員の選擧權の外に、尙ほ被選擧權も與へるか、色々の問題があります、尙ほ更に進んでは府縣會議員の選擧を與へる、先づ市町村議員のみ：：公民權を與へる、更に第二の關門が府縣會議員の選擧權、さうして其次が參政權、さう云ふ風に進んで行きたい、是が一番無理でない、併し第一の關門が破れゝば第二、第三の關門は早く到達するだらうと思つて居ります、殊に貴族院に於て高橋さん初めさう云ふ御論があるならば、此婦人の公民權、參政權は、世人の想像よりも、より易く私は數年の中に矢張り婦人參政權問題に到達しはしないかと一方から思ひます、併ながら御承知でもありませうが、各方面に、有力な方面の學者、知識階級其の他方面に、まだ反對論もなか／＼あるのです、唯保守的の論ばかりでなくして、色々の方面からの反對論者も有力な方面にあります、民政黨二百七十と云ふ御話でありますが、黨議で決定したのではありませぬが、大多數は此案に贊成であります、併し又贊成でない人も無きにしもあらずです、それだから此短期の議會に於て實は論議する問題でなくして、成るほど必要な問題であるけれどもが、是はもう少し時間を與へてゆつくり審議する價値のある問題だと私は考へてゐる、實は內務省として私察惜に御話しますが、是までは斯う云ふ問題はさう本氣に取扱はれて居つたかどうか疑はしいのであります、私從來はさう思つて居りますが、此度の內閣では眞面目に取扱ひたい、眞面目に取扱ふと決心する以上はさうおいそれ拍子に自分の豫て個人の理想が斯うだからと云つて、短期議會に提案する、短期議會に出たものに贊成すると云ふことは輕卒だと思ひます、もう少し斯う云ふ大問題を解決する爲には、練つて練つて練り上げて、然る上に決めたいと云ふことであります、あなたの昨日からの御演說は私個人として全然御同感であるけれども、もう少し此大問題を解決するには愼重にしたい　さうして遺漏なきやうにして態度を決めたい、斯う云ふことに過ぎませぬ、非常な御熱心なことでもあるし、感服いたして居るけれどもが、法律案として取扱ふ上に於てもう少し鄭重にしたい問題であります、貴族院に於て是が特別委員會が開かれまして、眞面目に御論議になると云ふことは私一大進步と考へて居ります、是までの過去の日本の此問題に對する待遇から考へますと、さう云ふ意味合ひで此法案に對しましてもう少し調査研究して、さうしてどう云ふ工合にして問題を取扱つて行くが宜しいかと云ふことは、冬の議會までに遲からぬことゝ考へて居ります、殊に曩に御話しましたやうに選擧革正の調査會などもありますし、そこで熱心に政界の革正、殊に公民權の問題は研究調査を致しまして、向ふ所を指し示して、而して態度を決めやうと斯う考へて居りますから、さう臨時議會などで慌てゝ決めなくても宜い問題でありやしないか、もう少し鄭重にしたい、斯う云ふ意味に外ならぬのであります、それで與黨が贊成した云々と云ふ御話でありましたが、決して私は三百的の返答をせぬやうにと云ふことですが、此問題に付ては熱心に是までも調査して居る積りで居るし、將來も亦此問題は熱心に片付けたいと云ふ希望があればこそ、さう云ふことを申上げる次第であります

○高橋琢也君　只今內務大臣の御答辯は誠に御親切な御答辯でございまして、能く內務大臣の御考の點は私も了解を致しました、既に此短期議會であるから、贊成はして居る問題であるけれども、此間に慌てゝ之を許すか許さぬかと云ふことを決める場合ぢやない、此次の議會、即ち冬の通常議會なれば十分に調べも出來るで、必ずしも直ぐ提案すると迄は仰せになりませぬけれども、御話を伺ひますと云ふと御出しなさるであらうと思はれる、今の御答辯に依りますと、此短期議會に兩政黨で出した此法案と云ふものを直ぐ許すより

は、當局に於て十分な調査をして、滿足なものにして十分研究の出來る期間のある議會で出す、斯う仰しやるやうな意味であつたやうに思はれる、誠に私は今の御答辯には滿足を致しました、就きましては進んで御明言が出來得ますかどうか存じませぬが、只今の御答辯を拜聽して、此次の五十九議會には政府から御提案になるやうにも考へられたのでございますが、此ことを一つ伺ひたいのです、今期議會はもう駄目だ、併ながら此次の議會までには研究をして出さうと斯う仰しやる、そこ迄の御明言はございませなんだが、御答辯の前後を考へて、さう察知し得られるのでございますが、そこに對する御所感は如何でございませうか、伺ふことが出來まするなら一つ伺ひたい

○國務大臣（安達謙藏君） 當局者として御答へを致しますが、熱心に此ことは冬の議會までには調査を致します、殊に選擧革正委員會は非常に重きを置いて冬の議會までに選擧革正に關する成るべく成案を得る積りで大體居ります、其主なるものゝ一つと考へて居ります、此婦人問題がどの位運ぶか、私は露骨に御話をすると選擧革正と云ふことは出來るだけ、自分は聊か選擧の弊害を知つて居るから此際に革正は自分一人では出來ないと思ふから、非常に決心して委員會の方で纏めてやる積りであります、其中の一つでありますから何とか私は意見を纏めるだらうと考へて居ります、併し次の議會に必ず責任を以て提案するやうなことを御答へすると云ふことは、輕卒に今さう云ふ御答へは出來ませぬ、此際貴族院の皆さんが御奮發になつて、此案が宜しいと云ふならば、それは決して止めませぬ、貴族院の御意向次第でありますから、無論兩院を通過しましたら法律案となつて成立するものと私は考へて居ります、それは御止めしませぬが、唯私の責任ある當局者としては、一つ選擧革正委員會などにかけまして、十分審議をして見たいと云ふ切なる念があるのでありますと云ふやうなことは申上げませぬが、それ迄には之に付ての委員會の意嚮は必ず確かまるから、確かまつた意嚮に依つて善處することが當然と思つて居ります

○高橋琢也君 内務大臣から大變御親切な御答辯を戴きまして誠に有難うございます、私の質問は是で終ります

○男爵黑田長和君 此問題は唯今内務大臣が仰せられました通りに、非常に眞面目に取扱はなければならない問題と思ひます、徒に感情に走つたり、輕卒な考に依つて決められると云ふことは社會に對して大層惡いことであると思ひます、そこで昨日から政府當局者の御話を伺ひますと婦人の教養が進歩すればとか、或は婦人の知識が相當進歩しなければとか云ふやうな御話に重きを置いて居られるやうであります、是も勿論さうでありませう、併し私はもう一層大事なことがあると思ひますが、即ち此社會問題と申しますかさう云ふものに關係して即ち婦人が公のことに奔走するやうになる、或は政黨的感情に驅られて公に活動すると云ふやうな結果が、社會にどうであらうと云ふことの方にも、考慮を深くすると云ふことが私は此參政權を婦人に與へるや否やの問題には最も重要なことではないかと思ふ、此點に付て政府の御考はまだ一向御述べになつて居らないのであります、外國に於きましても、此婦人參政權が成立する迄の間に於ける識者の論議と云ふものは、殆ど其點に集中されたのであります、そこで政府は其點に對する御考は如何なものでありませうか、内務大臣の御意見を伺ひたいと思ひます

○國務大臣（安達謙藏君） 今御尋ねの點が世間で婦人問題に付ての議論のある要點だらうと思ひます、東洋には東洋一種の美風がある又婦人は家を守つて居らなければならぬ、政治などには携はらせぬが宜しいと云ふやうな論もなか〳〵有力であります、併し私の考では其論もありますが、併し人類と云ふ、人間と云ふ所から割出したらば、男も女も同一でなければならぬことを總體論として決めまして、さうして日本の長い間の習慣がある、其習慣も尊重しなければならぬが、公民權を與へ或は又參政權を與へると、どう云ふ弊害を起すかと云ふと、私は矢張り色々な東西思想の相違もありますが、此問題に付ては漸進主義を採りましたならば、日本の良風美俗を損はずして、さうして矢張り婦人も地方の自治問題などに參與せしめ、將來は矢張り參政權

を與へても差支ないやうに進んで行くものと考へて居りますのです、それから婦人はどつちかと云ふと比較的に純理を守ることには一種の特徴があるし、それから純な風で、一般に地味な風がありますから、或意味から見たらば保守的の思想も強い、それで婦人を參與せしめた爲に色々な社會組織の上に極端な變化などを起すことなくして、却て私は地味になつて昔の良風美俗を維持して行く上から云ふと、それの方が宜いと私は考へて居ります近代左傾派の人などは婦人に權利を與へることなどに反對する傾きのあるのは即ち其處からで、却て婦人が公民權を獲得するとか……參政權を與へた方が政界の溷濁せるものを淨化せしめるには宜い、或は保守的の思想があつて良風美俗を維持するに宜いと云ふ論者も大分あるやうであります、其邊は餘程考究すべきことでありますが、私等は矢張り漸進主義に行つたならば惡い習慣、惡い風習は伴はずして、日本の良風美俗を壞さずして、さうしてうまく圓滿に行けるものと、斯う云ふことに私としては考へて居ります、是は併し其邊のことを篤と打合せた話ではないと云ふことを御承知を願ひます、私の是までの考を簡單に申上げるとさう云ふことに歸著します

○男爵黑田長和君　內務大臣の御說は敬意を拂つて承つて置きます、勿論私も婦人が公の會議に參加すると云ふ場合には、勿論男に察しの付かない婦人獨特の能力を以て參加するのでありますから、それだけ立派な結論を得ると云ふ結果になると云ふことは是は申す迄もないことゝ思ひます、唯社會的の影響と申しますか大きく申せば……其點に付ては餘程考慮せられる必要がありはしないか、我國の家庭と云ふ單位と云ふものに影響を及ぼしはしないかと云ふ點が最も憂慮される點であるそこで外國に於ける有樣、即ち歐羅巴の主な國、英、獨、佛、伊あたりの經驗はどう云ふものでありませうか、色々之を論じた本などを讀みましても區々のやうでありますが、随分弊害と云ふやうなことを謳つたものもあるし、又非常に婦人が參加することに依つて良い結果を得て居ると云ふことを非常に主張するものもあります、政府の御調に依てはどう云ふものでありませうか、參考に御話を願ひたいと思ひます

○國務大臣(安達謙藏君)　今御尋ねになつたやうなことは政府の調べたものが內務省にあるかも知れないけれども、私讀みませずに居りますが、私個人としての御話をして置きますと、此公民權の如きは地方自治團體農村は殆どまあ町村は一家のやうにして行かねばならぬ、御承知の通り英吉利などでも、大分古く殊に公民權を女子が獲得して居ります、今の御話は主に參政權に關することかと思ひますが、是で婦人に政治に參與せしむる、それで日本の家族制度を破壞するとか何とか云ふことを聞きますが、日本の家族制度なるものはもう少し私は根柢があり、根强いものと思ふのでありますが、婦人が政治に參與したからそれが爲に壞されるやうな薄弱な家族制度では駄目だと思ふ、決して婦人參政權を與へた爲に日本の良風美俗は私は壞はれないと思ふ、歐羅巴の例を私さう詳しく調べて居りませぬが、私の聞く所では大概、概してやはり夫婦同意見の所が多い、偶には取のけがあるやうですが、丁度先年英吉利で「フイシャー」と云ふ文部大臣ですか、あのお孃さんが衆議院の議長でしたか何かの細君で、常に大いに意見を異にして、晩餐の時などは互に意見を交換して一つの特有な意見を聞かされたことがあつたやうです、成程意見の違つたことがあるけれども、それを晩餐の時に談笑の裡に話したと云ふやうなことで、それが爲に向ふの家庭が紊亂するやうなことは萬々なからうと思ふ、況んや日本のやうな一種の良い家族制度である以上は、公民權を與へたから、或は參政權を與へた爲に家政に波瀾を起すやうなことは萬々ありませぬ、併し皆無かと云ふとそれは所に依つて一二の取除けはあるかも知れませぬ、概して大體に於ては矢張り調和して行けるものと私は思つて居ります

○子爵清岡長言君　此法案は先程から內務大臣の御話の如く簡單なやうで、事は重大な問題と思ひます、我々委員と致しましても考究する必要がございますから、今日は此程度で御止めになつたら如何かと思ひますが、如何ですか

(「贊成」と呼ぶ者あり)

○委員長(侯爵佐々木行忠君)　今委員長は出

席したばかりで、只今事情を知りませぬからちよつと御待ちを願ひます

○子爵白川資長君　私も大體大臣の說に賛成して居る一人でございますが、敎養ある家庭に於ては夫婦相和して行くと云ふことは是は無論あるべきこと〻思ひます、無敎育の下層社會に於て婦人參政と云ふやうなことがありますと云ふと、今日の我國の現狀に於ては所謂夫婦喧嘩とか何とか云ふやうなことがありはしないかと、まあ憂ふる人があらうかと思ひますが、其邊は如何なものでありませうかな、

○國務大臣（安達謙藏君）　下層社會の人ですさうなつて來ると下層社會のことで御氣付になりませうが、普選も下層社會は男子と同じと見て宜しい、普選を與ふる時に既に尙早論がそこに起つて居ります、それから此田舍の話を致しますと、一例に過ぎませぬが、非常に黨派心の盛な所などに於きまして、地方の利害問題を以ちまして水問題です、田植の前などに水がない、水上の奴は水下の人を虐めまして、或政黨にかたらなければ水はやらないと云ふことがあつたが、是は一例ですが田舍の話ですが、さうしますと、男の方はもう仕方がないと云ふので、それならば言ふ通りにしやうと云ふことでありましたが、所が女が聞かない道理上さう云ふことはない、此水と云ふものを上流から下の方に分けてやる餘つた水をやると云ふのは當然でないか、道理がさうだ、婦人が聞かなかつたのです、到頭それは婦人が聞かなかつた爲に男子も婦人に從ひまして裁判所に訴へました、裁判所は無論女子の言ふ通りそれは勝つた、極く田舍の話ですがさう云ふことは矢張り女の方が道理を尊重する意思が強い所があります、一例に過ぎませぬが、それで今日は女は非常に遅れて居ると云ふことにも言へないと考へます、普選を男子に與へた以上は矢張りどうかと思ひます、女も同じことに取扱つて當然かと思ひます、併しそれは順序がありますから此際は私はそこまで行くと云ふことは早計と考へますから、先づ公民權の問題を研究して公民權の問題が落著したら市町村、其次に府縣に及ぼす、府縣會の問題を解決して更に帝國議會に及び衆議院議員選擧に及ぼす、參政權に及ぼす、斯う漸進して行つたら一番無理がなからうかと斯う考へて居るのであります

○塚本淸治君　私ちよつと文部當局に聽いて見たいことがあるのですが、此問題に付て、併し今各種の委員會で大臣初め政府委員が非常に忙しくて繰合せが付かないやうでしたら、それは强ひて申しませぬ、若し直ぐでも來て下さることが出來るやうでしたら、ちよつと聽いて見たいことがあります

○副委員長（阪本釤之助君）　聞きにやりませう……私はちよつと大臣に伺ふのですが今の御言葉中に市町村の公民權等を附與して後に府縣に及ぶと云ふことがありましたが　是で市町村制が變りますと、府縣會議員にも自然なる……

○國務大臣（安達謙藏君）　それで其邊のことがありますから、此案には直に賛成が出來ない云ふ意味であります

○副委員長（阪本釤之助君）　ちよつと速記を止めて下さい

（速記中止）

○副委員長（阪本釤之助君）　それでは速記を始めます、塚本君、文部の政務次官が見えられましたから御質問を願ひます

○塚本淸治君　此女子公民權に關する法律改正案に付きまして女子の敎育、女子の公生活方面に觸れた經驗知識の進歩と云ふものを、一應檢討して見る必要があると思ひます、抽象的觀念ですると、男と女とさう變るべきでないぢやないかと云ふやうな論理を以て此問題に當られた時にはさう深く考へる必要もなく、無雜作に男女同權、同等の待遇を與へても別に不論理なこともなささうに考へますけれども、私伺つて見たいのは、女子は普通敎育を受くる步合が男子に比して劣ることなきや否や、假に尋常小學敎育を受くる步合に於て男女著しい差がないとして、其卒業はどんな割合にあるか、更に進んで補習敎育を受くる割合は男子と女子との比較はどんなものであらうか、もう一步進んで補習敎育と云ふものを公けの機關に依つて受けるのでなくて、社會的に、補習的敎育を受ける、其實況と云ふのは男子に比して遙に劣つて居るやうに達觀せられるのですが、それは比較の標準もなく、之を觀察する方便にも缺けて居るのですから稍々獨斷に陷る虞れがあると存じますけれど

も、若しも文部當局に於て左樣な方面に於ける觀察を持つてお出でになるならば伺つて見たい、然らざるも、文部局、文部省內に於て常に左樣な方面に於ける觀察をしてお出でになると云ふことであつて、自然文部省內に凡そ定見でもおありになれば　隨分參考になると思ひます、申上げることが能くお分り下さつたでせうか、若しお分り下さらぬでしたら更に重ねて申上げて御意見なり、御觀察を伺ひたいと思ひます

○政府委員(野村嘉六君)　此婦人に公民權を與へる前提として、今日女子に對する教育を如何に取扱つて居るか、又將來如何なる方針で進むか、斯う云ふ御意見のやうでありまして先づ今日學校に於て取扱つて居る狀況を申しますると、即ち公民教育に對して、男子に對しましては、此公民教育を法制經濟此方面の下に公民たる資格に要する總ての學科を教授して居たのであります、併ながら時代は法制經濟と云ふ局限されたる名稱の下に公民教育は徹底せぬと云ふ省內に議論かありましてさうして新しく公民科を置く、斯う云ふことに致しまして實業學校に對する部分の如きは既に公民科を開設してさうして是が教育を爲しつゝあります、尙ほ其他中學校に對しましても、其趣旨を以て一律に公民科を置いて、さうして公民たる資格の教養に充つる積りでございます、女子に付きましては今の所高等女學校即ち男子で申しますると中學程度の學校に匹敵する教育に對しましては、法制經濟を教育する科目はありますけれども、實際に於てはやつて居らぬ　從ひまして男子に對する一般の公民教育を普及せしむる趣旨から、既に改正を企てた今日でありますからして、從て女子に對しましても公民としての凡ての學科を教へて、さうして其資格を十分ならしめる考を持つて居ります、今然らばどう云ふ程度の具體案を持つて居るかと云ふ御質問でありましたならば、唯大勢が其處に赴いて居りますから、其方に對して大いに考究研究する、と斯う申上げて置く次第であります

○塚本清治君　文部當局の御調べを伺ひたいですが小學校の女子の就學步合と男子との比較卒業步合の男子との比較、高等小學校の就學步合の男子との比較、それから小學校卒業後女子に對する補習教育の機關、例へば補習學校の數、全國的に男子との比較と、それから青年團の如き、男子と女子との比較、男子が幾ら團體かあつて、女子が幾らあると云ふ要するに女子と男子と小學校の教育は大して違ひはないと思ひますが、小學校を出てからの社會教育が餘程違つて居るのぢやないかと思ひます、其邊の御調べが若し出來て居るならば伺ひたいのであります、無論今でなくても宜しうございます

○政府委員(野村嘉六君)　今塚本さんの色々な關係に對する統計、其中既に調べ濟みのものもあると思ふのでありますが、又まだ恐らく是から調べなければならぬ分もあるだろうし、それでありますからして、調査いたしましてさうして御手許へ差上げます

○子爵清岡長言君　先程佐々木委員長の御出席の際に大體申上げたのでありますが、出たはかりで分らぬから、阪本副委員長が御出席になるまで待つて吳れと云ふことでありましたが、內務大臣からの御話で能く分りましたが、此案は簡單なやうでありますが、內容は非常に重大なものであります、我々委員と致しましても餘程考究せぬければ決定する譯に行かないと思ふのであります、今日は此程度で御延ばしを願ひたいと存じます

（「贊成」と呼ぶ者あり）

○副委員長(阪本釤之助君)　それでは時間も參りましたから今日は是で何しますが、次の會は何か御見込がございませうか、或は午後に致しますとか、或は明朝に致しますとか、何か御意見がありましたら參考に承はりたいと存じます

○子爵清岡長言君　此儘で御延ばしを願ひたいと存じます

○副委員長(阪本釤之助君)　それでは兎に角是で休會を致しまして、後は又日程を定めて申上げることに致します、本日は是にて散會いたします

午前十一時五十七分散會

出席者左の如し

委員長　侯爵佐々木行忠君
副委員長　阪本釤之助君
委員　子爵白川資長君
子爵清岡長言君
塚本清治君

貴族院委員會第二日に於ける論戰

（五月十三日速記錄轉載）

男爵黑田　長和君
高橋　琢也君
金子元三郎君
高廣　次平君
國務大臣・內務大臣　安達　謙藏君

政府委員　內務政務次官　齋藤　隆夫君
內務參與官　一宮房治郎君
文部政務次官　野村　嘉六君
文部書記官　河原　春作君

昭和五年五月十三日（火曜日）午前十時十六分開會

○委員長（侯爵佐佐木行忠君）　委員會を開會致します、內務省の政府委員の方が出て居られますから、御質問がございましたならば、御繼續を願ひます

○阪本釤之助君　昨日內務大臣の御答辯に依りますと、此問題は決して閑却はして居らぬ能く考慮しやうと思つて居るが、今之を直に本案を通過して法律になつてしまうと云ふことに付ては多少の考慮を要しはせぬか、でまあ次の議會までには十分考へて見やうと思つて居ると云ふやうな、確に手應へのした御答があつたのであります、其時私は委員長の席に居りまして御尋をしませぬでありましたが他の御方から念を押しての御尋ねに左樣な意味の御答もあつたやうでございます、それに尙ほ補足して伺つて見たいのは、政府は何等か之に付て多少の修正でも加へたものでも出さうと云ふことにまで、御意向が進んで居るでありませうか、自分等も段々斯う考へて見ますると一足飛びに斯樣に被選擧權までも與へてしまつて全く何等の異なる所のない、まあ場合に依つては市長にもなれるし、助役は勿論のこと收入役にもなれるし、縣會議員にも、縣會議長にもなる、斯う云ふことになるのですが、それはどうであるか、他所の例など御示し下されて居るが、外國の例などを見ましても分けて居る所が多いやうで、そんなこともありますから、政府に於ては先以て選擧權だけを與へることでもしたらどうであらうかと云ふやうな、又只今御明言になるまでに至つて居りますまいが、さう云ふやうな意圖を以て此際は延べて置いたら宜からうと云ふやうな御考であるか、それも何とも言はれない、其處までは行つて居らないと云ふ程度でありますか、我々の希望では其邊の所で次の議會に御提出になつたら穩當ではないかと云ふやうなことを思ふて居りますが、御差支へない限り御答を願ひたい

○政府委員（齋藤隆夫君）　昨日內務大臣からして御答へ申したことが、少しはつきりとして居らなかつたかと、私も傍聽して居りましたが……衆議院の委員會に於きましては是までのことは內務大臣から明言して居られたです、先づ選擧權だけを與へることに付ては自分も大體異議はない、併し選擧權を與へるにしても男子と同じ條件で與へると云ふが宜しいか、或は年齡の點に於て、或は財產上の點に付て前の市町村制に附いて居りました獨立の生計と云ふやうなことを附けるのが宜いか惡いかと云ふやうなことに付て少しどうも研究して見たい、男子と同じ條件で女子に選擧權だけを與へることも、今日に於て即答し兼ねると云ふことでありました、それで此次の通常議會に出すか出さぬかと云ふこともさう云ふやうな關係に於て、併し昨日內務大臣が話されました選擧革正委員會に於ける形勢を能く斟酌して、さうして考へたいと思ふから次の議會に出すと云ふことは、どうも明言することは出來ないと云ふ位の程度であつたのであります

○阪本釤之助君　それ以上どうも御答を迫ることは不都合と思ひますから、御說明を承つて置きまして先づ一應打切ります

○政府委員（齋藤隆夫君）　尙ほちよつと、是は私が申すまでもなく、皆さん御承知でありますけれども、此男子の公民權も御承知の通りに市町村制が制定せられましてから今日に

至るまで、屢々此公民權の條件が變つて參りました、市町村制發布以來三十有餘年約四十年になつて所謂公民權にも財政上の制限をば附せず、一種の普選法の趣旨に從つて公民權を許すと云ふ所まで發達して來たのでありますから、男子も是までの經過に依つて此處まで進歩を致したのでありますから、女子に選擧權を與へるに致しましても、男子と同じやうな經過を履まなければならぬと云ふこともありませぬけれども、初めから男子と同一の基礎に立つて選擧權を與へると云ふことは、今日の女子の狀態に照して適當であるか否やと云ふことをば考へたいと云ふことの趣旨であります、左樣に御承知を御願ひ致します

○金子元三郎君■私ちよつと御尋ねしたいと思ひますが、成程男子は選擧に付ては長い間に種々な歷史を有つて來たのでありますけれども、今の場合に於て女子に公民權を與へると云ふことが假に良しとして、併し現在男子と同一な程度に於て公民權を與へるか、乃至はそれに區別を立てるかと云ふことに付て考慮をなさるのは一應御尤と思ひまするが、併ながら時勢が斯の如くなつて來て居るのに女子に公民權を與へるとするとなつたならば、どうしてさう云ふ區別が附けられるでありませうか、私共は若し與へると云ふことになるならば同一程度に與へると云ふことにならなければならぬものであらうと思ふ、又同一程度で與へることが出來ないと云ふ事情であるならば、是は相當の時期まで延期することになると云ふことにならなければならぬものであるまいかと思ふのです、で今俄に女子に公民權を與へることも宜いかどうかと云ふことは私自身では宜いと云ふ判斷が付いて居りませぬ、と云ふものは今日の全國の或部分の女子を除くの外大多數はまだ其程度に達して居るまいと思ふのみならず、一般の風俗、家庭の狀況から見て、是は男子と同一程度で與ふる程になつて居らぬと私共思ふ、であるからそれ等のことに付て今俄に之をやると云ふことも餘程考へものであらうと思ふのでありまするが、併しそれを區別を立てると云ふことに付て政府が考慮されて居るとか、取調をして居られるとか云ふことでありますが、私はさう云ふ意味がはつきり分りませぬ、そこで其内容を一々御伺ひすると云ふことは、それは伺ふ方が無理であらうし、御答も出來ぬことであらうと思ひますが、假に差別を付けるものと云ふことであれば、大體如何やうな事柄に付てさう云ふやうな御考でありますか之をちよつと伺ひたい。

○政府委員（齋藤隆夫君） 御承知の通り今日では男子は二十五歲になつて居りますが、矢張り女子も男子と同じやうに二十五歲と云ふことにするか、或はもう少し年齡をですね、大きくするか、例へば英吉利に於きましても前年隨分長い間の婦人參政權問題が解決しましたが、男子は成年に達したなら選擧權ありとしますが、女子に對しては三十歲と云ふ制限を附けたのであります、今日は取拂はれて居るやうであります、初めには三十歲と云ふやうな制度でありました、男子と同じく二十五歲にするか・三十歲にするかと云ふやうな事も考へなくちやならぬと思ひます、それからして婦人に對しては特別な缺格條項を設ける必要はないか、男子も缺格條項はありますが此以外にです、婦人には格段なる缺格條項を附けることの必要はないか、是は職業上に於てどうも其缺格條項を附けると云ふこともどうかと思ひますが、併し一部の論者に於ては妙な職業：：世間に於て一般的に排斥せられて居るやうな職業を有つて居る婦人、露骨に申しますと、藝者だとか、娼妓だとか、是を缺格條項の中に入れるが宜いか惡いかと云ふことも、大分一部に於てあるのでありますから斯う云ふやうなことを考へて見たいと思ひます、それから此前の公民權の中に獨立の生計と云ふことがありましたが、失張り女の戶主と云ふものに限るが宜しいか、又世帶主も婦人に限るが宜しいかと云ふやうなことも考へて見ました、さう云ふことに付てはまだ實は決して居りませぬのです、それに此婦人公民權は數年來大分やかましくなつて居りますが本年の如く衆議院に於て大多數の贊成を得て此議案が通過すると云ふことは少しくどうも豫想外なんでありまして、餘り眞劍になつて考へたことはないのでございます、相當の材料は御手許に差上げましたやうに調べてはありますけれども、まだ何處まで進んで行かうと云ふことは實は決つて居りませぬ、斯う云

ふこともすつかり決めまして、愈々政府が責任を負ふて提案するかと云ふやうなことに付きましては、まだ確定して居りませぬからして、最前申上げますやうに次の通常議會に出すと云ふことをば明言することが出來ない立場になつて居ります

○塚本清治君　婦人に公民權を與ふることの可否に付きましては、日本の從來の敎育方針及今後の敎育方針と關係がある譯でありますから、其點からの質問を聊か私は懐いて居るのでありますが、文部當局に御出席を願つて御答辯を煩はしたいと思ひます

○委員長（侯爵佐々木行忠君）　文部省の誰でも宜しうございますか

○塚本清治君　誰でも宜しうございます

○委員長（侯爵佐々木行忠君）　文部省の方が御出席になる前に、どなたか御質問がありませぬか

○高橋琢也君　其間ちよつと一つ懇談的に…

○委員長（侯爵佐々木行忠君）　それでは速記を止めて…．

（速記中止）

○委員長（侯爵佐々木行忠君）　速記を始めて文部省政府委員が出られましたから…

○塚本清治君　女子に公民權を與ふることの利害得失を論ずるに當つて女子に對する敎育の方針が、從來どうであつたか、今後どうあるべきかと云ふことに付て伺つて見たいと思ふ、從來の女子敎育の方針は、所謂良妻賢母主義と名づけられて、家〃の主婦としての敎養を主とすると云ふやうに、傳統的に日本國民の通念となつて居るやうに思ふ、現在の文部當局の女子敎育に對する方針は、矢張り良妻賢母主義であるのでありますか、而して良妻賢母主義と云ふのは、其意義を家庭に於ける主婦としての德性を備へると云ふことを主として居られるのでありますか、良妻賢母と云ふても尙ほ社會の一員としては勿論、國民の一要素として社會に對し、國家に對し、自治團體に對し、國政に對し相當の理解あり、相當の豫備知識を備へせしむると云ふことに迄、矢張り良妻賢母主義と云ふもが及んで行つて差支へないものでありますか、何だか良妻賢母主義と云ふと、家庭に止まることが主であつて家庭に於て夫を助け、所謂內助の效を擧げ子弟の敎養に從事することが主であるやうにも思へる、公民敎育或は國民敎育として、社會に對し國家に對する知識を養ふことが良妻賢母の主義の外であるか、內であるか我々は古い女子敎育にあつても、夫たるものは政治上のこと、其他公に關することは家へ歸つて妻に話すことをしないのが日本の男子と女子との違ふ所であるかのやうにも敎へられて居る、それは餘程古い主義であるやうですが、新らしい主義としては、妻と雖も夫の職業を理解し、夫の社會的地位を理解し、政治界にある人ならば、其政治界に於ける地位を理解し、要するに夫を理解するのでなければ內助の效も擧げ得られないから、夫を理解し、さうして夫に對して出來得べくんば政治上でも社會上でもの意見をも備へて忠告も出來或は參考意見を述べると云ふことに迄なつて欲しいやうにも、新らしい考へとして起つて來るのですが、文部省の女子敎育に對する方針としては從來唱へられて居る良妻賢母主義を固く守つて居られるのでありますか、其邊に付て實際上の一つ意見を伺つて見たい

○政府委員（野村嘉六君）　女子敎育に付きましては、現在敎へて居ります科目と致しましては、專門の方は別と致しまして、普通の高等女學校に於きましては先づ男子の中學校と相比例して幾分程度の低いものである、斯う云ふ風なことになつて居ります、尤も裁縫とか其他の女子の專門の學科は中等學校とは是は違ひます、さうして此敎育の中に精神的に又其他に於て將來賢母良妻主義は家庭的に完全なる人物を敎養する點に止まるか、但しは又社會的に公民としての知能並に公民權行使に要する敎養も添へるか、即ち今塚本さんの仰しやつた夫を助け、色々單に家庭に止まらず社會的知識に對しての敎養も目的とするか、斯う云ふ御質問でありますが、現に敎育の科目と致しましては矢張り賢母良妻主義が主となつて居るやうな傾きであります、どうしても社會的にやるには社會に應ずる公民の資格を完全に行使する敎養を裕さなければならぬ所が女學校に於きまして法制經濟の科目はありますけれども、それは實際に於て實行して居りませぬ、故に今の所は家庭的が主となつて居ると申しても宜しいと思へる、併な

がら教養する目的は矢張り家にあつては賢母良妻、又同時に社會的方面に於て夫を助ける共方面に對しましても活動しなければならぬ詰り兩方合併してさうしてやらなければならぬと云ふ趣旨に進ましたいと思つて居ります現に夫を助けるのみならず、學校を出た女は既に今日公民權を實際に於て行はなければならぬ立場になつて居る、例へて見ますると、三四年前に改正された商工會議所の選擧に於きまして、男に限らず女にも選擧權を附與してあります、即ち公民權を行ふこと、法制に於て、國家に於て、既に權利と義務と、斯う云ふ風な關係になつて居ります、それから村農會の議員の選擧權も行使して居る、斯う云ふ譯でありまするからして、實際に於ては今日は單に、外部に對して夫を助けるのみならば女自身が公權を行使すると行ふことを法律に定め、それが實行されつゝあるやうな次第で、斯う云ふ時代でありますからして、教育の方法としては、將來は矢張り女子にも公民科と云ふ一つの課程を設けて、さうして公民として必要なる教育も致して、學校卒業後家庭の人となると同時に、矢張り公民としての十分なる働きを爲さしめたい、斯う云ふ考を持つて居ります 男子に付ては、既に實業學校に於ては公民科を設け、其他に於ても設けつゝあるやうな次第であるのであります、即ち言ひ換へれば一面に於ては賢母良妻として家庭を治め子弟の教育に任ずる十分なる教養を施すと同時に、社會の一員としては夫を助け公民として恥かしくない權利を十分に行ふ此方針に向つて教育の歩を進むる考へであります

○塚本清治君 女學校の法制經濟は、實施して居りませぬのですか多くは……

○政府委員(野村嘉六君) 殆どやつて居ないのです、少しやつて居る所はあるかも知れませぬが、殆どやつて居りませぬ、科目にはあります

○塚本清治君 それは規則にあつて、校長の取捨撰擇に任せる結果、事實多くはやつて居ないことになつて居るのですか

○政府委員(野村嘉六君) 詰り隨意科になつて居りまして選擇科であります

○塚本清治君 其隨意科にしてある趣旨は矢張り女子に對してまだ法制經濟を、さう是非やらなければならぬ程の必要を認めぬと云ふ文部省の主義方針になつて居りますか

○政府委員(野村嘉六君) それは教育も矢張りどうも畫一的に參らぬのでして、其土地の總ての人智に相違があるのでありまして、女子學校と申しても、極く田舍の女學校に於ては其處の校長は、やるのにまだ早いと云ふ考を持つて居る所もありませう、それですからして隨意科として總ての周圍の狀況を慮つてさうして校長が適切なりと信じた所はやると云ふ風になつて居りますけれども、其隨意科が殆どまだ行はれて居ないのであります

○塚本清治君 教育の畫一主義を打破することが宜いと云ふことは能く聞くことでありますが、法制經濟も矢張り其主義の適用として土地の事情に依つて取捨すべき科目と御覽になりますか、法制經濟の如き土地の事情に依つて取捨すべき部類の科目でないやうにも考へられるのです、例へば商業科とか工業科とか農業科とか言へば商業地、工業地、農業地に依つて其一を選ぶべきが至當であることは容易に理解出來ますけれども、公民として教養せむとするに、法制の如き智識は普遍的必要であるやうにも思ふ、ちよつと別問題になりますけれども、經濟の如きは、田舍と雖も都會と雖も婦女子が經濟の知識を持つて居ることが必要であつて、或土地は經濟の知識は要しない、或土地は經濟の知識は必要であると云ふやうに、土地に依つて之を異にすべき所謂畫一主義を適用しない理由が理解が出來ないのですが、それでも尚且つ法制經濟は土地の事情に依り取捨すべき科目と認められるのでせうか

○政府委員(野村嘉六君) それは土地と云ふのは、唯一つの事例を擧げたのみでありまして、矢張り校長に選擇科目として任じてある以上は、總ての狀況を斟酌してやる、斯う云ふ譯でした、是は單一の……私はそれも一つの事情になるだらうと思ふて言ふたことでありまして、それに限つたことではありませぬ

○塚本清治君 之を要するに法制經濟は普遍的に是非必修科目としなければならない程文部當局は重きを置いて御座らぬと云ふことだけは是は確かと考へて宜しうございますか

○政府委員(野村嘉六君)　此點は將來はどうしても必修科目にしなければならぬだらうと思ひます、此點に對しては今研究中でございます

○高橋琢也君　只今文部省の政府委員の、塚本君に對する御答辯に依りますと、文部省では女子の敎育と云ふ點に付て、今日は男子と餘り差別を爲さらぬやうな御趣意ではないかと推測いたしまするが、現に東北大學なぞには女子が聽講をされて居ることも聞いて居ります、又近頃は女子の學位を得たるものもある、それから同じ高等學府の中に專門學校として女子專門學校の如きは男子と同じやうに指定を與へられて、國家試驗をしなくとも直に立派な醫師になつて營業が出來るやうになつて居ります、此點に付ては少しも男子女子の間に差別が置かれて居ないやうに思ひます、一般の敎育に對して男子も女子も是は同等である、斯う云ふ觀念の上から、文部省は此間に別に差別は置いて居らないと云ふやうなことであるか、いや、まだ日本の女子は男子と同じやうな敎育を施す譯には行かない、其程度になつて居らぬから專門學校の如きは別であるけれども、其處までは許して居らぬ、斯う云ふ御趣意であるか、伺ひ得らるればそれを伺ひたい、確か地方に行きますと、女子商業學校も段々ございますが、あの女子商業學校なるものは、男子の商業學校とまるきり別なものと見て、課業も男子と女子との間に區別がお立てになつてある、是はさうではない敎育は同等にしなければならぬもので、國民として女子も男子と同一な資格を有つて居るものである、故に差別をしないと同じやうにして居る、斯う云ふことであるが、御趣意の點と今伺つたやうな差別の有無の點を若し伺ふことが出來るなら、一つ御答を頂きたい

○政府委員(野村嘉六君)　只今の御質問の男子と女子と同一程度の敎育を施し、さうして同一の主義で進むかどうであるか、此點に付きましては、實際の實情に於きましては、どうしても男子より女子の方が幾分どうも程度が低い、是が實際でありまして、中には非常な女子にして男子を凌ぐ俊才も居りますけれど、併ながら是は普遍的に全般に通じてゞはないのであります、それでありますからして高橋さんのお說の東北大學に女子が入學して卒業して學士となり、進んで博士となつた、是も事實其通りであります、併ながらあれは入學することを得と云ふので、さうして所謂女の中でも極くえらい人が二人か三人入學を得たのである、斯う云ふ譯でありまして、全般を通じて見まするを云ふと、どうしても男子より女子の方が程度が低い、從つて總ての數へる方面に於きましても程度が低い、然らば科目に付てはどう云ふことをやつて居るか斯う云ふ今御尋ねがありますけれども、私は其科目に付て一々のことはちよつと分りませぬ、大體に於て幾らか低い、斯う申上げて置きます

○高橋琢也君　只今私が伺つた點に於て女子商業學校、さうして女子醫專と云ふやうなものに就て、是は特別に男子と女子とに差別をして御扱ひになつて居るか、それは一視同仁の御見地から同樣、同じやうに見てお出でになるか、斯う云ふことを伺つた積りであつたが、或は能く徹底しなかつたと思ひますが：

○政府委員　野村嘉六君　今のあの女子醫專のことに付きましては女子醫專は是は男子の方の醫專とそれはもう同一であると思ひます

○高橋琢也君　商業學校は：：

○政府委員(野村嘉六君)　商業學校の方も此法規に基いて、さうして總てやつて居る所は是も矢張り同一であります

○高橋琢也君　先刻政府委員の御答に、女子にも公民權をやるべき性質のものであると仰しやるやうに私は聽いたのですが、或は私の聽き誤りであつたかも存じませぬけれども、文部省の御立場として、敎育上から見て、男女は同等である、從つて公民權は認めてやらなければならぬ、唯時期の問題はあるけれども、一般に男子と女子とを差別する譯ではないと云ふ御考であるかの如く私は先刻承つたのですが其點は如何でせう

○政府委員(野村嘉六君)　婦女子が既に一部でありますけれども、商工會議所の選擧權を現在有して、又之を行使して居ると云ふ次第であります、又村農會の議員の選擧權も有して居る、既に是は選擧して居る、行使して居るやうな有樣でありますから、從つて是が段々と總ての點に、總ての方面でも行使する時

代が來るものであらうと斯う云ふ事を思つて居る、此二つの公民權に致しましても、矢張り初めは村農會だけありましたが、三年程前に商工會議所　是が段々と他の公民權にも及んで來る趨勢である、斯う云ふ風に思はれます、從ひまして女子にも公民科を設けて、さうして公民に必要なる敎授を必修科目として敎へたいと云ふ考へで、今調査研究をして居ります、されぱとて賢母良妻、家庭的の關係を忘れるか、閑却するか、斯う申しますと、斯う云ふ御懸念があるかも知れませぬけれども、是は決してさうぢやありませぬ、賢母良妻の敎育に向つては飽く迄矢張り進みたいと思ひます。

○塚本淸治君　もう一伺つて見たい、女學校に於て法制經濟を隨意科として居る爲に、之を授けない學校が全國多數にあるやうに承りましたが、英語は如何ですか　尙ほ補充して申上げますが、英語を隨意科にして居る學校と、法制經濟を隨意科にしてゐる學校とどつちが多いのですか

○政府委員(野村嘉六君)　それはちよつと調べた上にして下さい

○塚本淸治君　文部省はどつちを重きを置いて居られますか

○政府委員(野村嘉六君)　概算を申しまするど云ふと、學校の低い英語の方をやつて居る學校は非常に多い、英語の方は：：それから法制經濟の隨意科、是はやつて居る所は殆ど少い、其統計は後で調べて申上げることに致します

○塚本淸治君　そこで少し理窟が這入つて來るのですけれども、文部省は英語は比較的廣く敎へる必要ありと認め、少くとも法制經濟よりは英語の方が女子にも普遍的に必要である、法制經濟の方は比較的に英語よりは殆ど必要を認めないと云ふ主義：：結果から見ると、さう云ふ主義でもあるかの如く見えますね、さう云ふ方針でやつて居られるのでせうか、それは必しも野村さんに承らなくとも、從來の文部省の執つて來た方針を事實として承りたいのですが、良い惡いと云ふよりは事實としてちよつと今迄伺つたゞけで、文部省の方針を、それだけを材料にして推論して行くと言ふと、法制經濟は先づ必要ないけれども、英語の方は山の中の女學校でも授けて居るらしい、それは統計を伺つてからでなければ分らぬですが、英語の方が重きを置かれて比較的多數の女學校に於て英語が普及して居る、さうして法制の方は殆どやつて居らぬ、英語の方を法制經濟よりも：：此二つだけを比較する、外の事は姑く見ないで比較すると云ふと、英語の方が重きを置かれて居る、それが能く分らぬ

○政府委員(野村嘉六君)　是も理窟でありませぬで事實でありますが、兎も角も中學校に英語をやる、從て高等女學校にも英語をやる斯う云ふ次第で、それで比較的英語を敎へて居る所が多い譯であります、此法制經濟と比較してさうしてやつて居る譯ぢやなささうに考へます、唯事實がさう云ふ事實を自然に歩んで居る、從ひまして此時勢に應ずる必要上文部省として考へて居るのは女學校で英語を敎へるのが宜いか惡いかと云ふことも是は考へて居るやうな次第であります、それから法制經濟、公民科是は先きに申上げました通りに既に公民權を一部に於て得て居るやうな次第でありますから、是は將來必修課目にしなければならぬ、斯う思つて居ります、今迄のことは其比較的の理由よりは事實がさう云ふ風になつて居ります

○塚本淸治君　事實さうなつて居るのでありますが、本當にそれはどう云ふ考へでやつて居つたのでありませう、英語を敎へて居る學校の數なり、其普遍の程度を數字に依つて、若くは統計に依つて御示し下さる譯でありますけれども、只今の御話で英語は大多數やつて居る、法制經濟は少數しかやつて居らぬと云ふことに御話が出來るらしいですが、それは伺つた後でなければ私はそれをどう云ふことはありませぬけれども、どうもさうらしい、事實さうなつて居るのですか、どう云ふ考へなんでせう、英語は日本國民の女子として普遍的に敎へられなければならぬ、併し法制經濟は左程の必要がないと云ふ考へ、其考へ方を文部省としてどうしてさう云ふ風にやつて來たのでありませうか

○政府委員(野村嘉六君)　是は私の考へでありますが、此公民敎育の前提たる法制經濟と云ふことは、此方の發達が比較的遲れた結果

ではないかと思つて居ります、即ち普通男子に對する選擧に於きましても、地方の縣會の選擧に致しましても、普通選擧になつたのは極く最近のことでありまして、其以前は男子でも尙ほ地方の公民として縣會なり或は村會なりの權利を有して居なかつたやうな譯でありますからまあ從つて女は尙ほ一層さう云ふ權利を行使することの觀念が薄かつた、矢張り賢母良妻主義で、さうして其方を專門に重きを置いた結果が此點の發達が遲れたのであらう、期う云ふ風に考へます

○塚本淸治君　英語は必修科になつて居りますか

○政府委員（野村嘉六君）　是は原則としては必修科目であります、併ながら之を缺くことを得と書いてあるので、又置かないことも出來る、斯うなつて居ります

○塚本淸治君　法制經濟は初めから隨意科になつて居るのですか

○政府委員（野村嘉六君）　御質問の通りであります

○塚本淸治君　英語に付ても其必要の有無を考へて居ると云ふやうに伺ひましたし、多分さう云ふ考への方も文部省の中にはお在りにならうと思ひますが、文部省と云ふ役所として、謂はゞ省議として女學校の科目に付て近く具體的に改正を行はると云ふ御意見でもおあり爲さるのですか、此改正の意見の中に英語の存廢、法制經濟の必修の必要の有無と云ふやうなことも、問題にしてお出でになりますか唯一部にさう云ふ考への人もあると云ふ程度のものでありませうか

○政府委員（野村嘉六君）其點は文部省に於きまして、女子中等敎育調査會を設けまして、さうして今の塚本さんの御說の點等は調査會に於て硏究して居るのです、今硏究中であります……塚本さんに統計を調べた上でと申上げて置きましたが、それが分りましたから申上げて置きます、高等女學校の數が全國で七百三十二あるのであります、其中で先刻御尋の法制經濟を正科としてやつて居る學校が百九十六ある、それから隨意科、又選擇としてやつて居るのが、二十二矢張り相當にあるのであります、合しますと云ふと七百三十二の中で丁度二百十程あります、それで段々と殖えて參ります

○塚本淸治君　女學校で英語を廢めてしまうと云ふ御意見はありませぬか

○政府委員（野村嘉六君）　さう云ふ意見もあります、ありますが是は硏究せなければならぬ譯だらうと思ひます、是はなか〳〵……

○委員長（侯爵佐々木行忠君）　ちよつと速記を止めて下さい

〔速記中止〕

○委員長（侯爵佐々木行忠君）　速記を始めて……それでは休憩いたします

午前十一時二十一分休憩

〔其後開會に至らず〕

出席者左の如し

委員長　侯爵佐々木行忠君
副委員長　阪本釤之助君
委員　子爵淸岡長言君
　塚本淸治君
　男爵黑田長和君
　高橋琢也君
　金子元三郞君
　高廣次平君

政府委員
　內務政務次官　齋藤隆夫君
　內務省地方局長　次田大三郞君
　文部政務次官　野村嘉六君

六號活字のベタ組は、無論よみやすくはない。根氣は大入りだ。
だが、これをよめば
婦人公民權はどうなるか？
果して次の議會で通るか？
政府の肚の底は？
衆議院は？貴族院の空氣は？
等等が、みなわかるのだ。
私達は、自分たちの權利を獲るのに力惜しみするのを恥ぢやう。

盗犯防止法とは？

× □ ×

A—今度切りすてごめんの法律が出來たと言つて大分問題になつてゐる様ですがあれは一體どういふものなのですか、一つ判りやすく説明して下さいませんか。

B—盗犯防止法といふあれの事ですね。あれは四ヶ條から出來てゐるのですが、二三、四條は竊盗、强盗の常習犯に對する處分に關するもので、問題にされてゐるのは第一條が主なのですね。

A—それはどんな風なものですか。

B—簡單に言ふと

第一條　左の場合に自已又は他人の生命身體貞操に對する現在の危險を除くために犯人を殺傷した時は刑法第三十六條第一項の防衛行爲と認める。

1、盗犯を防止し又はすでに盗んだものを取戻さうとした場合。

2、兇器を持つて門、塀等をのり越えもしくは錠を開けて人の住居又は看守人のゐる邸宅、建物、船に侵入するものを防ぐ時

3、理由なくこれ等のものに侵入した者又は出ろと言つても言ふ事をきかない者を出さふとした場合

これ等の場合に自分又は他人の生命身體貞操に對して現在客觀的には危險がない時でも、當人の恐怖、驚愕、昂奮狼狽の余り、其場で、犯人を殺傷した時は罰しない

と言ふのです。

A—刑法第三十六條の防衛行爲といふとどういふことですか

B—いはゆる正當防衛で「急迫不正の侵害に對し、自己又は他人の權利を防衛する爲已むを得ずした行爲は之を罰しない」といふのですから、この一、二、三のやうな場合には犯人を殺しても傷けても罪にならない譯です。例へば第一の場合は勿論明らかな事だと思ひますが、となりの部屋にゐた妻、姉妹が、强盗の爲に貞操を脅やかされてゐる時とか、盗棒がもつてゐた煙管か何かをナイフだと思つて驚愕の余り出刄で切りつけたとか、いふ場合も・それは罪にならないことになるらしいです。

或は又留守にしてかへつてみたら錠をはづして入らうとしてゐる者がある時とか女ばかりのとこに入り込んだ物賣りがいくら斷つても中々かへらなかつた場合など・それを防がうとし或は押出さうとして相手を傷つけた場合も罪にならないやうです。

A—さうすると言はゞ今までの正當防衛の規定を一層具體的に明らかにしたにすぎない様な氣がしますね。別にきりすてごめんと言つて騷ぐ程のものでなしに…。

B—この法律の提案者もさう言つてゐます。即ち「近頃、强盗までが、生命・身體貞操等を脅かすことが多くなつて來て、被害者は適當な防衛をしないと、重大な損害をこほむる例が少くないこれに對しては刑法の正當防衛の規定があるが、これは余りに抽象的であるために、法律上具體的な條件を明示して、正當防衛の範圍を明らかにして被害者の自衛を完うさせる」のだと言つてゐます。

A—さうすると切りすてごめんといふ様

な點はどこにあるのでせうか。

B―それが今までの正當防衛の範圍の擴張だと言はれる點だらうと思ひますが、現行刑法では、三十七條で「危害を避けやうとして止むを得ずに相手に加へた殺傷が避けやうとした害よりも小さかつた場合に限り罰しない」ことになつてゐます。たとへば犯人は自分を殺すつもりではなかつたものを恐怖の余り自分は犯人を殺してしまつたやうな場合は、無罪にはならないわけです。尤もその「情狀によつて」は其刑を減輕又は免除される場合もあることになつてゐます。そのことのために無茶な殺傷が制されてゐたとも言へると思ふのですが、今度のものはそれに一向ふれてゐないのみならず、事實危險でなくても「恐怖、狼狽」等の余り相手を殺してしまつても差支へないことになつてゐます。こんなところが切りすてごめんと非難されるのでせうね。

A―でも今度のには貞操を犯されやうとした時の事も新しく加へられてゐますね。

B―其點は婦人側からは喜ばれるかもしれませんね。先頃中の說教强盜の場合の實例などが影響して特にこういふ文字が入れられたのだといふこともきゝました。

A―この法律が、勞働運動の場合に利用されるだらうといふ樣な事でも反對されてゐたのではありませんでしたか。

B―えゝどちらかと言へば其方が問題の中心だつたのではないのですか。盜犯といふやうなことにそなへるよりもむしろ本當は爭議の場合などのために作られたのだと言ふので、そのために議會でも無產派から反對論が大分出てゐました。とにかく第一條の第二第三項の場合などはその點で問題にされるのだと思はれますね。

例へばいろ／＼のストライキや小作爭議などで大勢で、社長の邸宅なり地主の家なりへおしかけた場合とか、回答を要求して立去らない場合とかいふ時にこれが適用されはしないかといふことは一應考へられていゝ事だと思ひます。その點で第二條以下の處罰に關するもの〻中で第二條第二項の「二人以上現場に於て共同して犯したる時」といふ事なども問題にされてゐるやうですね。一體に今度の法律では常習犯それから未遂罪に對しても刑罰は加重されてゐますこの事も又文句を言ふ人は言ふでせうね。とにかく專門的にはいろ／＼の議論もあるでせうが、この法律は現行法の擴張でも具體化でもなくて、むしろ全然別個のものだといふ說もあります。

A―どうもむづかしいことですね。

B―文字に表れたそのまゝを簡單に受け入れてそれでいゝとは限りませんからね。眞意がかくされてゐる場合だつてずゐ分多いのですからそれを見ぬくことは、容易なことではないと同時に最も大切なことだと思ひます。

さういつた點で、今度のこの問題が、單に、現行法の擴張だとかさうでないとか、刑が重すぎるとか、これでは侵入者を却つて狂暴にして被害をむしろ大きくするとかいふ事をめぐつて騷いでゐるのは少々當らないのではないでせうか。もう一步進んで更に根本的に例へば果して盜難の場合にのみ適用するものとして作られたものであるかどうかといふ點にまで立入つて批判され論議されるのが本當ではないでせうか。

A―さうですね、そこまで行くのが勿論本當ではあるでせうね。でも大體の輪廓だけでもこれで分りました。ありがたう御座いました。

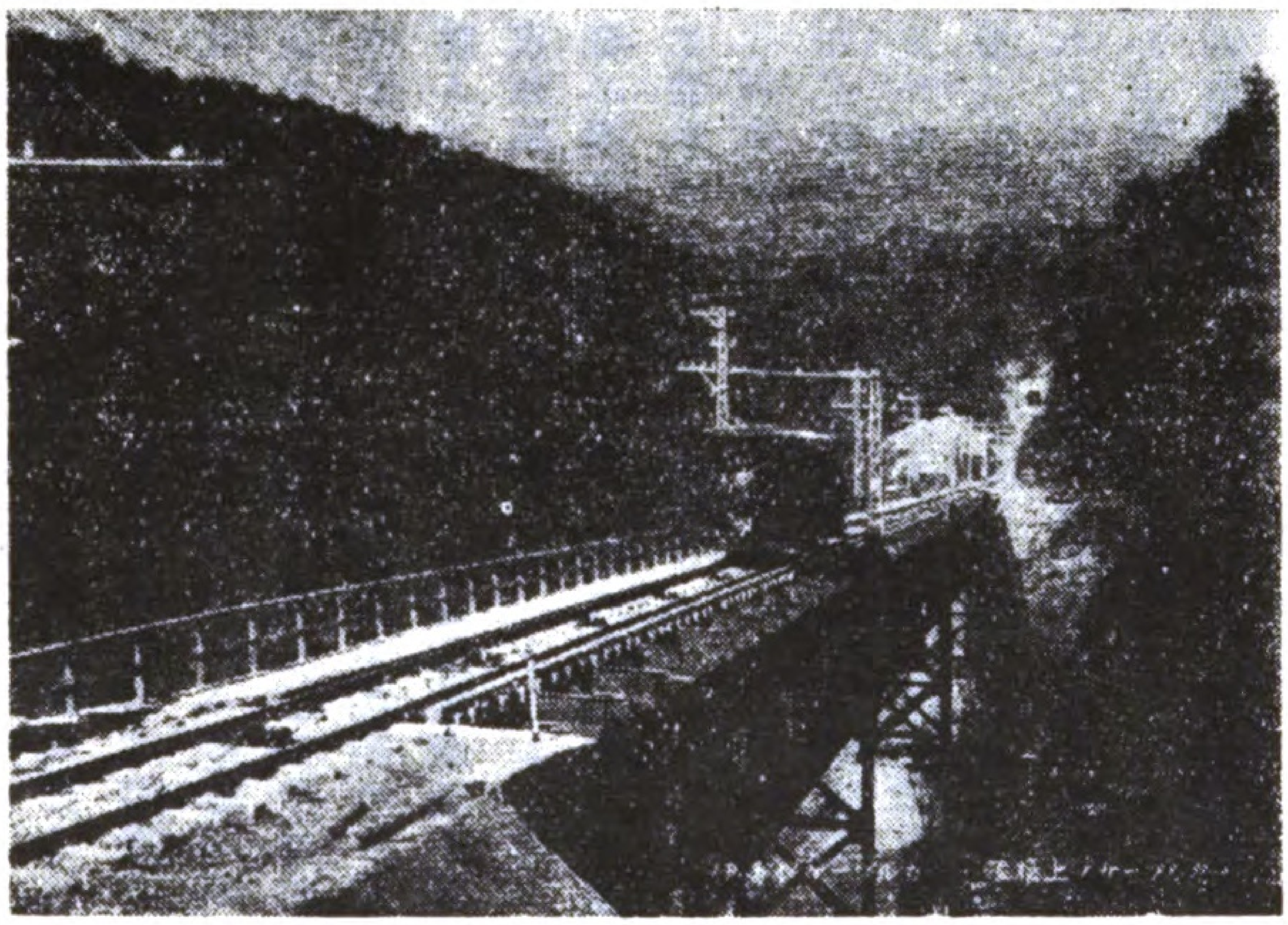
雨の榛名

金子しげり

ある夜、銀座の喫茶店晴湖で、その店の主から紹介された一人の男の人があつた。雑誌『新旅行』の平野氏である。額のひろい快活さうな平野さんはその聲音も亦快活である。その平野さんはその聲音で何度も〳〵婦選の事務所に電話をかけてよこした。そして遂に我々が一泊の清遊を榛名に試みられる事になつた。

○

明けても暮れても婦選々々の猛者たちにも寛濶の氣を容るゝいとまは欲しい、その宿望をやつとといふ所か、婦選創立以來の小旅行であつてみれば、參加の叶つたのは八名の小數であつたといへ、意氣は將に天をつく次第。六月十四日午前十一時上野驛集合の指令通り馳せ參じた面々は、坂本(今日は大に獨身風を裝ふ)北澤(熟考の末常の洋服をセルの和裝に代ふ)渡邊(令息アキラさん(六)同伴)藤田、市川、金子、(息子(十一)同件)發車の笛はなれども一行の花形たるべき最年少者の武田嬢來らず。あきらめて發車する。車内は十年二十年昔の遠足氣分濃厚にして、アキラさんの配るキャラメル、枇杷等等忽ちおばさん達の唇に運ばれる。高崎驛のプラットホームには電報でよび出しのきいた八木橋女史が滿面に笑み傾けて待つてゐてくれた。



○

雨は落ちて來ぬが、入梅近い空は低く、高崎で乘りかへてからの左右の車窓には、榛名も、赤城も裾野さへ見せてくれない。雨雲の一番濃い邊が正に志す伊香保であるだが一行の元氣は益々加はる許。澁川驛頭には、平野さんの額がまづくつきりと浮ぶ後に、二三人の小父さん達もお出迎へである。すぐ伊香保行の電車に乘り込む。雨が已に車窓を烈しく叩き出した。『自動車の方が早いけれど、沿道の風景は電車の方がいゝから』と說明して下さるのは平野さんの相棒の高橋さんである。所でこの電車はその上とても親切で、アキラさんがおしつこのすむ間、發車を待つてゐてくれた。

○

さて車窓の眺は全く格別である。雨を帶びた風の前に、美しく葉裏をかへす草原を下に〳〵と送つて、車は明るい楓の林から鬱々たる杉の杜を出つ入りつ、九十九折に上つて行く。正に人もわれも樹々の綠の肌に染む心地である。

一時間許で伊香保終點着。どこか雲も切れるらしい夕空 雨も殆ど小降りなので氣

輕に坂路を今夕の宿岸權に向ふ。一行中此地に曾遊の人は少いので、路ばたの小川に温泉が湯氣をたてゝ流れるのにまづ喜ぶ。



岸權は五層樓、その最上層の眺望よい廣間が提供される。欄によれば右手に物聞山の線がなだらかに裾を引き、左手一體は霧が立ちこめて、恰も雲上に浮ぶ思ひである苦茗を喫し直ちに浴槽に飛び込む。

こゝで斷髪の藤田女史が遲れた渡邊夫人を廊下に待つてゐたのを、番頭氏、あはてゝ『御家族風呂は此方で』とやつたのは、傑作の皮切。蓋し浴衣の罪か髪の罪かの糾明に浴槽の賑ひしばしば百パーセント。

○

浴後の一刻を欄によるもの、筆を執るもの歌ふもの、そこへ、『お連れさまのおつきで』と番頭氏、後に稍逍然と從ふはこれ武田睦子孃。ボイルの洋裝もしとゞに霧の中を、單身上つて參られた意氣を皆々うれしみて、早速浴衣よ手拭よと取り寄す。

夕餐には子供達の玉子やきのせた朱の小膳も交り、平野、高橋それに明日上る榛名の山のケーブルの小父さん安倍氏同席。寛談は食後も續いて果てがない。婦選〳〵といふ外に藝なし連中もつい寄せ書位はとはづむ一方には、何が何でも遊ばずに歸れたものにあらずといふ連中は、次の部屋で碁石拾ひやら、林檎とりやら子供連こそいつか隣室に敷き並べた床の二つに可愛い寢息を洩してゐるといふ始末。

○

その夜は、半分は臨時中央委員會の意味もあつて靜かな山の宿に語り更かす正に三時近く迄。でも十五日の出發豫定時間が一時間遲れたのは、お天氣のせい以外の何ものでもない。

雨に暮れた伊香保は、雨に明けた。樓は相不變霧に浮び霧は窓から室内を出入するその山の宿にも別れを告げて、雨中を伊香保神社に參拜、直にケーブルカーに乘込む山間に老杉を拓いて設けた赤屋根の起點驛も新伊香保風景の一であらう。去秋出來たこのケーブルカーは日本一の長さで、片途十分强かゝる。料金は往復一圓、今では山路を歩む時と心の余裕のない連中は、老若ならずも皆これを利用するので、百人のりの大箱も滿員である。但し宿のどてら姿の乘客は他に不愉快を感じさせること夥しい。

トンネルを入り、溪谷のつり橋を亘り、車は綠したゝる榛名を半ばは雲上に上つて行く。子供連は快哉を呼びつゞける。

○

終點で降りると霧の中から自動車が浮び出て、直ちに一行を呑み、快適な速力で一

路湖畔亭へ。途中の高原で霧の奥に赤い岩つゝじが咲き續いてゐる絶景に逢ふ。一同感極まる。

湖畔亭について、雨の霽れ間を、天神峠迄上る。アキラさんも歩いて上る。山鶯がしきりに鳴き。わらびが彼方此方で招いてゐる。上りつゝ顧望する湖面は、晴れたと思へば忽ち曇り、又晴れて曇る。

山を下り、湖畔を逍遥ひ、晝に上つて晝餐を御馳走になる。湖でとれた鯉の洗ひ、鮒の天ぷら。珍味の數々、十年來二食實行の自分たちも大につめこむ。

○

食後、ボートに乘て上げると平野さん。早速市川藤田の両々が續く。第二の艇で高橋さん、安倍さんが子供連を伴ふには。第二ボートだけが首尾よく棧橋を離れ半丁も湖面に進んだ頃、彼方の岸に流した墨の色がみる間に湖面に擴がる樣子、雨！雨！第一のボート連、忽ち艇を棄てゝ陸をめがけて一散走り。『バック！バック！』安倍さん絶叫し高橋さん力漕すれど艇岸に進まず、その内に雨は沛然と遂に母子連二組の上に來るといふ譯。然し愚息がこの度の旅行の感想を聞かれる度に『一番おかしかつたのはボートで雨にふられた時』といふ以上、心配は無用である。

榛名湖は、山の湖の中でも女性的な美しい湖水だが、湖の精に誰が嫉まれたのか遂にその全容を見るを得ず。僅かに榛名富士の半を見たのみ、しかし雨と霧の榛名は寧ろ全容を臨みし以上に印象ぶかいものであつたかもしれない。歸路をそのまゝ山を下り此度は福一旅館の浴槽に汗を流して清味溢れた夕餐の箸を執り、館主と安倍氏からのおみやげを山のやうに、其夜十一時上野に着いた次第である。

○

婦選の猛者連を毛嫌ひもせず、かうして樂しく遊ばせて下さつた、平野、高橋、安倍の諸氏、岸權、福一旅館の方々に厚く御禮を申上げ大に婦選の同志方の快遊をおすゝめする次第である。

寫眞說明　一、翠嵐の中を奔る榛名ケーブルカー
　　　　　　二、榛名湖上に於ける一行

インドの獨立運動と婦人

宮川靜枝



◇

靈は怖れなく朗らかに、
智識は束縛られず、
世界は狹き家々の墻に隔てられず、
言葉は眞理の深みより出で、
撓みなき努力の双腕は完成に向つて急ぎ、
曇りなき理性の流れ、權奪はれて生氣なくもの憂き慣習の砂原に
その道を妨げられず、
かくて靈は汝によりて恒に展けゆく思想と活動の源泉となる——
かゝる自由の天國にこそ、吾が神よ、目覺めしめ給へ吾が母國を！

インドの詩人タゴールは、國民の祈を斯く謳つた。

◇

今日のインド三億二千萬人民の大多數は、目前に迫る死の脅威に怯ゆる奴隷の生活をしてゐる。インドは誰も知つてゐるやうに世界の寶庫と言はるゝ程、種々な天産物に惠まれた國でありながら、なぜ彼等は苦しんでゐるのか、それは最も組織的で巧妙な英國資本主義國家の壓迫政策に禍ひされたからである。

西暦一七五七年初めて英國が東印度會社を通してカルカツタ地方のある部分の政權を握つて以來、英國政治家の野心は巧みに外交といふ美しい衣裳に包まれて、當時中央に皇帝は有れども無きに等しく、地方長官が互に權勢爭ひをしてゐるインドの彼方此方に姿を現して、長官達の離間策を執り、遂に一八五七年に至る百年間の長い日月を費してインド全部を英帝國の統治下に置いた。

さうして、産業革命當時の英國はインドから絞り上げる貴重な物資と金とを本國に送つてはその體を肥し、それで初めて今日世界に冠たる大工業國になることが出來たといへる。

◇

最近のナイズ女史



英國にとつて、インドは恰度心臓のやうなものである。だからインドを失つてしまへば英國は今日からでも三等國になつてしまうに違ひない、だから、英國は、石にしがみついてもインドは吾がものとしてゐたいに違ひない、物資の上から言つても、又、大英帝國の面目を地球の全面に保持してゆくためにも。そのために、英國はインド人の智的向上を怖れて出來る限り無教育の中に封ぢ込めて、經濟的には絞れるだけ絞つた、だから、大多數の人間は無學で貧乏で不健康である

その貧しさの程度は、平均一人の年收がわづかに日貨の三十圓、月にして二圓五十錢である。その中から生活必需品を買つたら一體どんな生活が出來るだらうか。その貧しさの中にあつて、而も三方海に取りまかれて何處でも鹽が採れるのに英國政府の鹽專賣法のおかげで原價の二百四十％もする高い鹽を舐めさせられてゐる。そこで、此點を狙つて全インドの獨立運動の毛眼としたガンヂ氏はさすがに偉い。

人間の身體に無くてならぬ鹽の問題を捉へて英國との非協同運動に乘り出せば、如何に無學の人と雖も容易に納得させる事が出來るし、それよりも更に、運動を根強く、しつかりとしたものにするために婦人の同情と活動を要求する場合など殊に左様ではあるまいか。

◇

一七五七年から百年間といふもの、インドは英國に極度に壓迫されながらも政治運動といふものは無かつた、ところが一八五八年に初めて北インドに軍隊の反亂が起つた、これが最初の反英獨立戰爭であつた。それから一八八五年に、今日インドの獨立運動の核心になつてゐるインド國民會議がボンベイ市で初めて開かれた、以來、毎年一回開かれてゐたが、

その目的は單に政態の改革に止まり、官吏の採用問題、教育費増額問題等を論ずるに過ぎず、隨つて會議に參加する人々も少數だつた、これが一九〇五年頃迄の狀態である。

◇

當時はインドばかりでなく全アジアのルネサンスで、諸所に改造運動が起り、新興トルコの運動も目覺ましいものであつたが、一九〇五年の國民會議を劃して、インドの政治運動も單なる改革運動から一轉して、カナダ濠洲などの如き植民地自治權の要求にまで進んだ。

ところが、恰度此頃一つの事件が起つて、政治運動に新生命を盛り上げた。それは、印度十四州の中でも最も教育も進歩し、經濟的にも優れてゐるベンガル州を二分する事を英國政府が議會に提案したことである、當時インドの首府カルカッタは同時にベンガル州の首都でもあり、インドの輿論を代表し反英運動の中心地ともなつてゐたわけである。そこで政府の意圖を知つたインド人は何か必ず英國に腹黑い考へがあるに違ひないと考へて、このベンガル州問題に對して盛んな反對運動を起した。すると英官憲はその鎭壓手段として軍隊や警察力を以て法律は有れども無きが如しで目星しい人々を極度に壓迫し、同時に新らたに新聞紙條令を發布して、出版言論の自由を奪ひ、結社權を封じてしまつた。然し、その結果は却つて潜行運動を促すことになり、感激に强い青年達は英國の武力に報ゆるに武力を以て反抗し出した。青年の機關新聞の主筆は六ケ月間に十二人投獄されたが、一人が去ればすぐその後には新手の主筆が現れた。業をにやした英政府は遂に發行禁止をした。すると秘密出版が始つた、英國人、印度人の官吏の暗殺が相次いで起つた、總督のハーリン卿までも爆彈のため重傷を負つて一時生命危篤に陥るといふ騷ぎが持ち上つた。一方、國民會議は相變らず毎年十二月に開いて表面、自治權の促進、壓政の否難をしてゐた、ところへ世界大戰が勃發した。英國は又巧みにインド人を煽動して若し英國を助けて戰爭に參加して吳れゝば戰後自治權を附與すると公言した。そこで老人組と青年の間に贊否兩論が有つたが、それ迄印度の政治運動に直接關係のなかつたマハーツマ・ガンヂ氏も英國援助贊成組になり、結局インド人は英國の誠意を信じて一億圓の軍資金を寄附し、十數億圓の食料と百二十五萬の軍隊を戰線に送り出した。然し英國は戰後その公約を無視して實は討論會に過ぎぬ所のインド議會といふものを設けたに過ぎぬ。

それ故この老獪な英國の態度に憤慨して國民運動を繼續す

ることに決定した。ところが英國は、今度はローラット法令を施いた、これは平時に戒嚴令を布いたと同じやうなもので當然その反對演說會は全國的に行はれた、この時、北方の、宗教的な町として知られたアムリタサーではローラット法令反對演說會に五千名の印度人が參加してゐた時、ダヤル將軍は斷りなくして實彈を發射して五百名の死傷者を出した、その中には女子供も交つてゐた、又百哩隔つたグージュランワラでは飛行機から爆彈が投下された、斯樣な事件は諸所に起つた、それで從來英國に對して忠誠であつた連中も、初めて英國の慘酷な桎梏から一日も早く免れて獨立しなければならぬといふ事を考へるやうになつたのである。

◇

そうして、これ迄は、塵の世を避けて聖人生活に浸つてゐたガンヂ氏も、玆に初めて國民運動の第一線に乘り出して指導者となつた。

ガンヂ氏はキリスト教及び佛教の「汝殺す勿れ」といふ戒律のもとに武器を執らざる戰爭をしてゐる。過去の世界歷史を繙けば戰爭はいつも組織的な殺人行爲であつた、ガンヂ運動は非暴力無抵抗主義である、ライオンのみならず羊も尙ほよく英雄たり得るわけである。

◇

一九二八年十二月カルカッタで開かれた國民會議に於て大多數の人々は英帝國內に於てカナダや濠洲のやうな自治權を得るか、さもなくば獨立せよと主張した。ガンヂ氏は他の老人達と協議の上兎に角一年間の餘裕を英國に與へるから一九二九年十二月卅一日迄に英國がインドにカナダ濠洲等と同樣の自治權を與へぬ限り完全な獨立權を主張すべしといふ決議案を提出して滿場一致可決通過。そうして英國の回答を待つこと約一年、一九二九年十一月に、總督は、印度に於ける英帝國統治の目的はカナダ、濠洲等の如き植民地自治權を認むるにありと發表したので、ガンヂ氏は、國民會議の議長ネール氏その他と共に自治權を認むるといふ期日を尋ねると總督はその言明を拒絕したので、その眞實を疑ふのやむなく、一九二八年の決議通り、一九三〇年一月元旦早朝、ガンヂ氏は國民會議に、インドは完全な獨立を要求するとの決議案を提出して滿場一致可決し、(同會議には三千名の代表者と一萬五千の傍聽者が集つた)ネール議長はガンヂ氏に國民運動の指導者たることを委任した。

ところが英官憲はこの度は、自分を捕へて見ろと云はぬばかりのガンヂ其人には一指も觸れないで、其周圍の重要人物

を次々に捕へてゐたが、終に今年五月五日ガンヂ其人をも投獄するに至り、英國の壓迫振りは益々露骨になつた。ガンヂ氏の後任はバロダの高等法院長で回敎徒である八十餘歳のチヤブヂ氏が引き受けたが氏も終に捕はれて六ヶ月の服罪を宣告され、その後に就任したのが、愛國の女詩人として世界的に知られてゐるナイズ女史である。女史は既に五十二歳、而も彼女も亦五月二十五日捕はれて九ヶ月の入獄を宣告されたのである。



◇カルカッタに於ける婦人義勇隊の示威行進

如何なる國の革命も、獨立も、婦人の力を無視して成巧したことはない、男性に比べてはるかに直覺的であり、犧牲的精神に富み、忍耐と勇氣に富む女性が參加して始めて成巧する。インドの獨立運動には、日露戰爭直後頃から婦人が多く參加した、武器を取らぬ戰爭、殊に手織綿服の奬勵、國産品愛用、禁酒、英貨の不買同盟鹽專賣法の破棄など皆婦人には適當な仕事ばかりである。現在のインドには三千人の婦人義勇隊が組織されてゐて、中でも今は亡きシー・アール・ダス夫人、アリ兄弟の母、ガンヂ夫人の如きは最も知られてゐるが殊にサロヂニ・ナイズの名は、彼女の英詩「黄金の閾」——一九〇四年、「時の鳥」——一九一二年、「破れ翼」——一九一五年と共に、愛國的女詩人として廣く知られてゐる。

　彼女は一八七九年(明治十二年)二月十三日インドのデカン州ハイデラバッドに於て、インドの最上階級に屬する名門の花として生れた。父はアゴレナト・チャットパード・ヒエー氏で、エデンバラ大學の理學博士、母はスリマチ・ヴアラダ・スンダリ・デヴィとて詩才に優れた人であつたらしい。彼女が今日全インドの大衆を指導して獨立運動を率ゆるその明徹な頭腦と才氣とは、早熟なその少女時代に既に片鱗を見せてゐた。一八九五年十六歳にして英國に學び三年間キングス・カレヂや

ケンブリッヂのガートン・カレヂに學んだ。此間の英國の文豪アアサ・サイモンズやエドモンド・ゴスとの親交は彼女の傳記を飾るものであらう。彼等は、彼女をして、オリヂナルなインドの女性として、インドの自然風物を謳はしめたのみならず母國の惱み苦しみを詩に表はして愛國の至情を調べ高く謳はしめたのである。彼女の詩集は今や世界各國語に飜譯され令名四海に鳴る。

英國留學によつて彼女の精神は英國淑女の假裝をつける代りに益々インド人魂を培つて行つた。歸國後、彼女は肉親や知己朋友、或は社會の否難と反對を押し切つてドクタア、ゴヴインデユラジユル・ナイズと結婚した。此結婚によつて、彼女はインドに嚴存する階級制度を打破して個人の自由を高調した。

彼女は十年前ガンヂ氏が英國に對する非暴力的な非協同運動の戰線を張つた時、手織木綿奬勵のため全國に宣傳行脚をなし又第一回のガンヂ氏の下獄後は遠く歐米諸國を遍歷して國情を訴へた。

又かねて、インドの社會運動、教育運動、婦人解放運動等に奔命して來た彼女は、一方同志と共に、明年全アヂア婦人大會を催して、汎アジアルネサンスを實現し、全アジア民族の相互の理解と友誼を深め、互に向上を圖る計劃をたててゐた。既にその方の準備は、彼女が投獄されても著々と同志の手によつて準備されつゝあるやうである。

◇

今回のガンヂ氏の投獄といひ又ナイズ女史の投獄といひ結局は反英獨立運動に一層の刺戟を與へる動機を作るに過ぎないのである。彼女の燃ゆるが如き愛國の熱情と素晴らしく煽動の巧みな雄辯とは彼女に惠まれた尊い天賦であらう。彼女は一九二五年には名譽ある全インド國民會議の議長に選ばれ次いでボンベイ市長の重職についたことがある。そして今度のガンヂ氏の反英宣傳行脚には常に氏と行動を共にしてゐたと傳へられてゐる。

二十代の彼女が愛國の情に燃えつゝ母國起てよと高らかに歌つた詩がある。

「ああ、邈たる太古より依然として若い、
母よ、起ち上り暗黒より更生し、
天體を配偶とする高貴なる花嫁の如く、
汝の老いざる母體より光榮を新しくせよ。
暗闇に繋がれる國民は泣く、
汝に祈願して、偉大なる曙光の見ゆる所へ導けと叫ぶ……。
母よ、ああ母よ、汝は何處に眠り給ふや、

立ち上り汝の兒等に答へ給へ。
將來は多様の聲を以て汝を呼び、
彎月形の名譽へ、壯麗へ、巨大なる勝利へ導けと叫ぶ。
ああ、眠れる母よ、目覺めよ、而して王冠を着けよ、
汝は曾て「王國過去」の女王として君臨し給ひき。

◇

インド現在の獨立運動は、英國官憲の暴虐に正比例して益々勢力を増し參加人員は殖えるばかりである。インド人にとつて今日では牢に入れられることはむしろ名譽となり、批難の代りに祝辭を浴せられる有樣となつた、特に注意すべきは婦人義勇隊の目覺ましい活躍で、主として夫あり子供あり家庭の主婦として尊敬されてゐる婦人達が、禁酒運動のために猛烈な活動をし、又、手織木綿の奬勵、國産品愛用、專賣法破棄のために、戸別訪問などまでもして活動し、無智なる同胞の奮起を促してゐる、

元來、インドでは、昔から婦人の地位は尊敬すべき地位にあつた。今日の婦人運動者流に言へば、或は法律制度の上に女人の權利は認められてゐないかも知れぬ、けれども古代から自然に女人の地位は高く評價されてゐるのである。母性を尊重する。昔の宗教や哲學の書を繙けば、女人の地位は男性の上に置かれてゐる。彼等の哲學に隨へば、男性は獸性が一番多い。九五パーセント迄は確かにさうだ、ところが女人の九十五人迄は神性の持主である、此男といふ獸を導いて適當な活動をさせる者は婦人であるといふのである、これが今日に於てもインド人一般の考へであつて、インドの獨立運動も女人の雄々しい活動によりて、確かに成功するであらう。

◇

兎まれ今日のインドは完全な自治權を與へられない限り、獨立運動を中止し難い狀態にまで推し進んでゐる。英國としては、インドを友達として置きたくば早速に完全な自治權を認むべきであらう。さもなくばインドは自力で完全な共生存權を取り戻すのだと頑張るに違ひないのである。

（此稿起草に當り種々便宜を計られた印度人ボース氏の御厚意を謝す　筆者）

萬女鑑

七月（水無月）

日曜　六日　十三日　廿日　廿七日

×

岡本かの子

健けきわが身をさらに清らけきものとしおもふ朝霧の道

×

須磨女

春顔のどちらむいても友ひろし

×

夏の晝下り、一時間の午睡を御すゝめします。元來睡は勞働の結果、體內に疲勞素がたまれば、自然に催すもので、夏は周圍の氣温が高い爲、皮膚や筋肉の緊張が欠ければすぐ睡眠が襲ふものですから、むしろ一眠りして後の能率を上げるがよいのです。

×

蠅は十分に驅除しておいでせうね。蠅は大食で、自分の體重以上の分量を一日にたべます。蠅一匹の體についてゐるバクテリアは約五百五十萬。蠅の腸の中には病源菌が二日から六日も生存する事、蠅は一哩四分一も飛び、風に抗つてもよくとぶ事などどうかお忘れなく。

×

焼妙礬。粉のまゝでも、水にとかしたのでもをわきの下にぬれば、腋臭を止めるに効があります。又この液を脱脂綿につけて、髪の臭肌をよく拭くと髪の惡臭がふしぎにとれます。

×

洗髪は月二回が適度洗髪料は矢張昔ながらのフノリとウドン粉か、椿の粕が最可。油氣なしの洋髪の人は、前夜ブラシで埃を落し脱脂綿にオリーブ油か純良な椿油をふくませて地肌にぬりをき洗ふ事。フケも荒櫛でかゝず、脱脂綿にフケ取香水をふくませて、地肌をこする事。

×

扇風機、昨年のを出したら必ず內部の埃を除き、油類の塊を取てから用はないと磨滅し易いものですよ。又首を振るものは位置を換へる時、必ず止めてからにする事、回轉を初める時も電氣の受口をさしてから、スウッチを入れるやうにする事。

×

古い籐椅子をおもちですか。次のやうに一つ若返らせては！洗籐の心で作つたのだつたら、洗濯石鹼をつけ、タワシでゴシゴシ洗つてゆすぎ乾かし家具染粉の茶（好みにより黃、綠、赤などもよし）二三錢を鍋にとかし濃淡は自由、黑味をつける時は盃少し加へ、刷毛でぬるのです。乾いたら上からラックをぬります。ラックは四合瓶五十錢位、十脚位ぬれます。皮籐のものはエナメルをぬります。

×

井戸水の消毒に一番いゝのは晒粉の溶液を一日一二回井戸の中に注入することです。晒粉は「クロール石灰」又「顯化カルキ」といひ「工業用」としてあるので差支なく、これを十匁（半ポンドで十五錢內外）ビール瓶に入れ（一ポンド入りなら六本の瓶に分ける）栓を固くして沈澱させた上水を用る譯で、この中に有効鹽素一、五—二％を含んで居ます。沈澱した分は石灰でかすなのです。使ひ方は普通の井戸ならこの瓶一本分を五六回から七八回に用ひればよい、入れてから三十分たてばもはや効力を發生しますから、午前九時と午後五時の二回に入れるとよろしい。少し臭氣がありますが人體に何の害なし。

又かすの石灰は便所か芥箱にまけば十分消毒になります。

×

蚊取線香は何で出來てゐるか御存じですか。除虫菊の花と莖葉の粉末に、楢粉をまぜ染料の青竹で色付けしてあるのです。だから除虫菊の粉末の多いものほど殺虫力があつて上等品ですし、同じ粉末でも花が一番强い力を有つてゐます。楢粉はいぬぐすともいふ楠科の植物で水にとかすと粘るので、線香を固める爲にまぜるのです。

蚊とり線香の不正品中には砒素の含まれたものがありますがこれは匂がとても惡いのでじき分ります。とにかく除虫菊の粉は濕氣にあふと分解して効力を失ふので、昨年のものは上物でも効力はありません。

出來れば除虫菊を庭に作つて花の半開頃にとつて乾かし粉末にするのが一番いゝのです。

×

煮物を水もちさせるにはお砂糖の代りに水飴を用ふ事、勿論物にもよります。

×

草花に水をやるには簡單な樣で六かしいのですよ。水は、第一雨水、第二池水、風呂水や溜り水も肥料分を含んでゐて結構ですが、一番いけないのは、井戸水のくみ立て。何しろ冷い爲に草花の根を痛めるので、一體に水の温度は土と同じ位が一番よろしい。井戸水は硬水、軟水いづれに不拘くみおきを用ふ事で、硬水なら二三日たつてから用ふ位にしなければなりません。

水をやる時間も定つてゐる方がよく、一番いゝのは朝の八時前後から九時頃迄。眞晝土が乾いて萎れた時、少し位與へてもいゝが、むしろ日覆の方がよろしい。夕方やるのは夜間に徒らに伸びさせて了つていゝ事ではないのです。

又水をかける時は、草花の莖にかけずに、鉢の周圍にかけ、だん／＼根際に浸つてゆく心持にします。

×

夏料理の味を殆ど決定する香味料のはなし。ワサビ—淸冽な水で培はれるワサビは味も爽かでその首位を占めますが、これは何といつても靜岡物が第一位で上州方面からも澤山出來ますが、ネバリ氣がつよく香味が落ちます。値も三四割安。上物の卸相場は百匁一圓三四十錢。

もやしシャウガ—俗にやなかといひます。本場は千住。七月一杯位が止りでせう。

×

序にもう一二夏の厨へ。

素麵は機械製と手挽製、何れも極寒に製したものが油氣がなくてよろしい。風味は勿論手挽の方が上。

白玉粉も同樣寒製品がよく、金ペーパー物が一等品、銀ペーパーが二等品。見た目では一寸良否の區別は出來ないが作つてみて上等品は一晝夜水に冷してもスベ／＼、劣等品は固くコチコチとなり黑味を帶びます。

×

夏分バタを保存するには、(冷藏庫のある場合は問題でありません)出來るだけ小買ひにする事、出來るだけ風通しのよい所におく事、パラフイン紙に包んで、水の中につけておいたり、深い瀨戸物の器に入れ、密閉して口の處迄水に入れておいてもよろしい。用ふ時も少しづゝ出し出來るだけ空氣にふれさせない事。

×

珍らしい夏のおやつの作り方一つ。

玉もろこしの柔い實をとり衣に少し鹽と砂糖を入れかき揚げ式に揚げてあつい所をたべるのです。こんなおいしいおやつはないと見えて大供もお代り／＼といひますよ。



吸取紙

×月×日

中央委員連、創立以來初めての旅行に出る。行先は伊香保、出版委員會より參加は、武田、金子武田出發に三分遲刻、されど勇氣を奮起して次列車にて來る。蓋し上野驛頭にて事務所に電話、兒玉より宿は『岸權、權は山本權兵衛のゴン』と敎へられて決心つきたればなり。金子一浴の後暮色迫れる岸權の五層樓上に梅雨空に時鳥もなかぬをかこてる所へ武田着。みれば幼稚園兒の辨當入用の小バスケットを携へたり。金子喜ぶ事限りなし。さて翌朝つら／＼みるに、バスケットに秘めたるはキヤラメルに非ずして、パフ、リツプステツク等々なりけりとぞ。――こんな事をかくのも、つまりは、婦選獲得なんて男のやうな女ばかりと思ふ連中へのなんとかである。(し)

×月×日

もと／＼野人には違ひないのだが、これでも出る所へ出れば、仲々どうして立派な社交家になりすまされる。――だのに十四回の會報を拜見すると、美辭麗句拔きで社交家をはらはらさせると仰る。

さう云はれると本當に地金を出して「何んだい」と云ひたくなる。今年度の出版委員に一人でも地金から野人でない方がいらつしやいますか？だ。

森鐵だつて金子茂だつて、兒玉…擧げて吳れば一人殘らず野人ばかり。だからこそ自慢ではないが、どうです出版委員會の仕事の目ざましさは。(す)

×月×日

押掛け女房と自稱する癖に無斷欠席ばかりする安富は怪しからん。今にして改めずんば失格させやうと誰か言ふ。前髪を可愛く切つてゐる手前かあいさうだから、そつと注意してやらう。

モリ〇〇社へ廣告取りに行き、先づ玄關にて拂はれる。宮川の廣告成績よろし。ほめをく。(も)

×月×日

インド革命家〇〇〇氏を訪ふて、インドの獨立運動を聽くこと二時間余。それから〇〇社と〇〇〇本舖に廣告取りに行く。〇〇社は六月の豫定だつたが不景氣で新聞にその本の廣告をしてみたが反響がないから秋九月に吳れるとのこと。〇〇〇本舖は駄目。この暑さに洋服だからいゝやうなものゝ傘もさゝないので兩腕どころか大事な顏も陽にやけた。廣告取りも心の持ちやうだこれがうまくゆかないと忽ち「婦選」に影響するのですからな(み)

×月×日

出版委員會は其の都度書記官より御通知にあづかり得るものと、のんきに構へて或日何氣なく事務所をのぞく。と、いきなり森委員長「編輯日記をみてみろ」――。そこでそつと開いた日記帳の劈頭（Yは押掛け女房のくせに委員會を休んでばかり、けしからん」と。「あら、私まだ一度も休んだ事なんかなくてよ、第一通知をもらつた事もないわ」すると金子委員「通知なんか出すもんですか。毎週金曜に決つてるじやないの委員會を獲得したんならルールも確然と獲得しなきや」で、一言もなし。早速失敗のホームランといふところ――。(淑)

×月×日

座談會だといふのに委員長無斷欠席。昨夕も「切りすてごめん」をすつぽかした。押しかけ女房の怪しからんとは少しタチが違ふけしからなさだ。

座談會は皆よくブチまけて話したので愉快だつた。(こ)



新生への道（連作小説）

神近市子

第八回

『いゝえ、最近は店の方にも少しもお見えにならないので、此方からお伺ひして見やうと考へてゐたところでした。』

良作から尚ほくわしく聞くと、三重子は最近も店が忙しいといふ口實で隔日位に家を明けてはどこかに逢引に出かけてゐたものらしい。一度は虎の門のあたりとかを男と歩いてゐて、良作の親戚の者に見つかつたこともあつたと云ふ。

『銀鼠地に白格子の入つた凝つた合服を着た、背の高い男だつたと云ふことですがあなたに心當りはありませんか。』

『それは、伊知地さんだ』

藤子は危うく、さう叫ばうとする衝動にかられたが、トッサの間にそれを押へた幸ひにも信じ切つてゐた妻に裏切られて、ペチヤンコになつて、さすがに喜劇的な男も自分の屈託に肩を落してしまつて、藤子の顔に現れた表情には氣がつかなかつた。

伊知地は日本でも指折りのブルジョアの二男坊だつた。エヂンバラあたりで社

會政策の研究をやつて來たといふ觸込みで、事業視察に籍口して三重子に近づいて來た者で有閑夫人の地金を出してソロ／＼新しい事業にも厭きかけて來てゐた三重子が何時か舶來仕込の伊知地のトリツクにかゝつて、二人してダンス場通ひでも始めてゐたものらしい。

『溺れるものは溺れしめよ！』

私の知つたことではない、といふ氣持ちがした。三重子をあんなに思ひ上らせ、あんなに淺薄にしたのは誰であつたか？

藤子はそれ以上良作の話を聞く氣になれなかつた。それで明日心當りをあたつて見て、分つたらスグに通知をするといふ約束をして良作を歸した。

『いよ／＼、あの仕事ともおさらばだ！』

半年餘りの經驗で、さうした救貧の仕事がいかに淺薄でいかに効果が無いかを學んだ藤子は、其仕事には少しも未練はなかつた。たゞその仕事によつて少しの間でも激しい生活難から救はれてゐた細君達をどんな方法で今迄通り仕事につけて置くかゞ殘された一つの問題だつた。

恒雄にその話を持ち込むと、

『その話なら何でもないさ。僕、こつちの消費組合をやつてゐる男と懇意だから、聯盟に提案して貰て何等かの形で連絡を取つて貰はう。極く實用的な、勞働者の家庭に向くものを安く提供すれば、今迄のやうに冗費がかゝらないから或は却つて經營は容易かも知れないですよ。』

それで問題は一つ解決した。

四五日して、恒雄が愈々夜間學校に來て貰ひたいといふ通知をよこした。

前に描いて貰つてあつた地圖を便りに、藤子は夕方指定されたH區のあるところを尋ね廻つてゐた。そこは同じ

やうなゴミ〳〵した小住宅がどこ迄も並んでゐて、水はきの惡い下水の惡臭が薄暮と一緒に漂ふやうな町並であつた電燈の暗い、とある荒物屋で聞くと、目的の家はその四五軒先きの荒てはゐるがそこらとしては割に間口の廣い表通りの一軒がそれだつた。

『荒物屋で訊きましたか？　それはよかつた。』

火鉢を圍んで何かボソ〳〵二人の男と額を集めて話をしてゐた恒雄が、立つて來て藤子を迎へた。

『皆集つて、あなたを待つてゐたところです』

藤子は二人に紹介された。

『シッカリやつて下さい。これは僕らの方でも非常に必要な事だが、しかし手が屆かなくて今迄投つて置いた仕事です。敎へることは決して大したことではないが、しかし勞働者と毎日顔を合はせるといふことは、不斷に階級意識を深化して行くことです。そしてあなた方が勞働者と同じやうに考へ、同一の利害を目標としてゐるといふことを、勞働者によく感銘させるやうに努力して下さい。仕事はそれからです。』

眼の鋭どい、チヨツキなしで黒いネクタイを胸にたらした矢木といふ男が、火をつける時間も惜しげにバットを何時迄も揉み乍ら一氣に云つてのけた。

『そのうちには、勞働者は自分の一身上の相談をあなたに持ちかける。工場内の一つ〳〵の出來事をあなたに報告して來るやうになる。すると工場内にゐなくとも我々はその工場で起つてゐることを、一つ〳〵手にとるやうに知るやうになる。さうして我々のところに百、二百、三百遂に京濱一帶の工場と職場の樣子が手に取るやうに分つて來る。』

そしてその結果は？藤子はその結果を聞く必要はなかつた。彼女は『工場は我等の城砦だ』と云つたレーニンの言葉を思ひ起してゐた。そして自分の任務の重大さに壓倒される感じがした。

間もなく時間が迫つて來ると、勞働者が三人五人と集つて來た。そして七時半頃迄には十四五人の婦人も加へて五

十人餘りの人が、八疊と六疊と三疊とを打拔いた三間にギツシリ詰まつてゐた。平生はそれを二組に分けて隔日に二時間位づゝ勉强をすることになつてゐる——

黑ネクタイの矢木が立つて藤子を紹介した。

『諸君もご存じの通りに、この夜間學校は主として僕と小田君との協力でやつて來た譯でありました。が、最近のうちに、僕は仕事の都合で大阪方面に出かけることになるので、その後を僕にも小田君にも信頼の置ける同志である水原君にお願ひすることにしました。水原君が小田君及び根木君を助けて諸君と研究を續けて行かれるのですが、どうか諸君もこれ迄通りに同君たちを信頼して、立派なる組合の闘士となるべき準備を積まれんことを希望します。水原君を紹介します。』

藤子は、矢木に代つて一同の拍手に迎へられて立つた。そして皆が想像したよりは案外スラ〱と初對面の言葉をのべた。

『皆さん、私はかうした席上で皆さんにお目にかゝる機會を持つたことを、非常に光榮に且つ嬉しく思ひます。久しい間、私は自分の生涯を最も有効に最も生甲斐あるやうに生活したいと望んでゐました。私はある時は、自分が經濟的に獨立した生活を營むことが最も大切なことだと思ひました。又ある時は、婦人の權利を獲得することが大切だと思ひました。又次には、多くの貧しい無産者の爲めに自分の生活を犧牲にすることが最も必要であると考へました。しかし最近に、私はこれらの凡てのものは一の階級鬪爭の中に含まれてゐるといふことを發見しました。經濟的の自由をうることと先づ經濟的に凡ての人間が解放されること、が必要であり、その爲めには今日の資本家本位の社會制度を生産勞働に從事する者本位の社會制度に置き替へることが必要であることを學んだのであります。

いかにしてその經濟自由が得らるゝか？　我々の今日の問題はこれです。そのことについて研究することがかうして研究會に集つて來る皆さんの目的であり、又矢木さんを始めとしてこの夜間學校の經營に盡力する我々の目的であ

るのです。決して一の社會學上の問題一の哲學上の見地から、大學式の研究を行なうことがこの夜間學校の目的であつてはなりません。私は今日始めて皆さんにお目にかゝる時に、お互ひの間でこの點をハッキリとして置きたいと思ひ、一言御挨拶にかへて申上げて置くのであります。』

全會衆――特に婦人達の間に、藤子のこの提唱は好意をもつて迎へられたやうであつた。藤子は拍手の雨を浴び乍ら立つてゐる間に、一齊に自分の方に好意の微笑を送つてゐる一團の若い婦人たちがあるのを發見した。久しく漠然と感じ乍ら求めてゐた人世が、今や藤子の眼前に展開しつゝあつた。彼女は凡ての人に友情を感じ、そこにある凡てのものに親しみを覺えた。

『私の今日の挨拶は、少しくどかつたか知ら?』

藤子は、その歸途を恒雄と二人濠端の暗い路を歩き乍ら恒雄に訊ねてゐた。

『いや、直截で簡潔で上出來だつた。たゞ……』

『たゞ?』

『たゞ、君にあれだけの闘志が何時の間にか養成されてゐたのが、少し意外な氣がした。』

『だつて、馬鹿も三年經てば三つといふでせう。それに……。』

それにあなたのやうな同伴者があるのですもの――とは、何故か云へなかつた。が、恒雄は藤子の逡巡を知らぬげに云ふのであつた。

『ともかく、我々の人生はこゝまで展開して來たんだ。此上とも、我々は闘爭を通じて結び合うんだ。』

恒雄はかう云ふと、感激に堪へぬかのやうに、藤子の手を求めて、それを自分の二つの手をもつて愛しさうに包んだ。

『ね、分つてゐるでせう?』

『分つてゐます！』

藤子は、低いが、しかし力強く答へた。

さて、讀者諸君！この何の變哲もない連載小說を長々と讀んで下すつて有難う、私は指名されて此一篇の締めくゝりをつけることゝなりましたが、かうしたエンドが私共の親愛なる讀者諸君に餘り滿足を與へないのではないかを怖れます。

しかし私は、少くもこの小說の一回丈けは思ふまゝに始末していゝといふ約束の下に置かれてゐます。連載小說の面白味は、各執筆者が毎回、前にも後にも關係なく完全に獨裁權を振ひうるところにあるのです。

もう少し餘白があつたら、私は三重子がブルジョア新聞の特種として表はれる場面も書いたでせうし、又藤子と恒雄とに階級的に結婚せしめたかも知れません。しかし又、思うに彼等は××の大業を終るまで、そのことに散文的にして幸福の片らをしか含まぬ現段階にあつての××家の結婚を拒否したかも知れません。何れにしても凡ての『ありうべき成行き』を讀者の想像にまかせて、こゝにこの小說を了ることにします。（終）

次號より連載長篇讀物

ドリス・スチーブンス女史著

"Jailed for Freedom"

藤田たき譯

先きに英國のパンカースト女史等の苦鬪を傳へた譯者により同じ運動を米國に移して遂に目的を獲た人々の物語を、再びお傳へする事にしました。

尙次の長篇小說は已に決して九月號より掲載の豫定ですが、特に作者の意見で本號ではその題名も筆者も發表いたしません。どうか來月號をおまち願上げます。

・・・編後雜筆・・・

—お暑いですね。トンネルみたいな我々の仕事部屋で、トタン屋根の熱氣にむされ乍ら、やつと七月號を作り上げました。

一向涼味もないなどゝお叱りをうけさうですが、初めは大にあれこれと世間なみな夏期特輯號を作る考へだつたのですが、それは私たちにとつては寧ろ非望である事に考へ當らざるを得なかつたのです。

—それにしても速記錄二十四頁、ウンザリものと思召すかも知れませんが、まあおよみ下さい。速記といふものゝ面白味は言葉を通じて話者の體つきから聲音まで思ひ出させるものなのですから。

これは何れ前號の分と併せて小册子に纏める豫定です。

—座談會、形式は一向新しくもないものゝ此度の內容は大に自信があるのです。多分およみ下さつてある力づよさを感じて預けると自負してゐます。

印度の婦人の記事も力の入つたものです。

—今月は六號ものを殊に滿載しました。短かくて要領をえた六號記事は、本誌の誇り、大に讀書時間の少い婦人方に喜ばれてゐます。漫畫の森鐵氏病氣の爲、本月は殘念乍ら休みます。

—連作小說が終りました。こんなに贅澤な顏ぶれの連作は余り他にもなかつたのですが、又執筆者諸氏も本當に快くかいて下さつた事でした『それだけに讀者の御聲援も厚かつたのですが次の新計劃にもせい〳〵御期待下さい』

—不景氣風は、遂に婦選をも縱橫にふき荒れ初めました。たゞさへ素人の骨のおれる廣告開拓の上に、とれる筈の廣告料のとれなくなり出した事は、部員の努力並大抵ではありません。

—農村の同志たちは血を吐く思ひの購讀中止狀がきます。早く原價購讀の時代をこさせたいせめて直接購讀者が二千名に達すれば、二割五分値下げが斷行出來るのだと思ふと、どうしても、このわれらの城壁を守るために、愛讀者諸氏の御奮起を願はずにはゐられません。

—今度から誌友五名確實に御紹介下さつた方には一ヶ年分の本誌を無代贈呈する事にいたします。こんな地味な雜誌は、熱を以て同志にすゝめなければ到底大資本の力で、美々しく粧つた格安の婦人雜誌にかなふものではありません。

—では酷暑に向ひます。夏でも休めないのが我々の大多數ですお互に攝養第一、大にやるべきをやりませう。

本誌定價

▽一部 金二十錢(郵稅五厘)
▽半年分 金一圓二十錢(稅共)
▽一年分 金二圓四十錢(稅共)
誌代は前金で拂込は振替が御便利です、切手代用は一割增に願ひます

廣告料

廣告御希望の方は御一報次第、料金その他御通知いたします。

昭和五年六月二十八日印刷納本
昭和五年七月一日發行

編輯、印刷兼發行人 市川房枝

東京市芝區南佐久間町一ノ一
印刷所 研文社印刷所

東京市麴町區麴町四ノ五
發行所 婦選獲得同盟
電話九段一七一九番
振替東京七〇三八三番

内科
外科
産科
婦人科

院長 醫學博士 伊東常太郎
醫學博士 江守彌次郎
醫學士 末吉彌吉

池袋病院

省線 東京池袋驛東口東（改正道路）
市電 大塚辻町下車池袋驛行乗合自動車病院前下車

電話大塚 一〇五三番
一一六七七番

女子英語夏期講習會

例年通り女學生諸氏のために左記により夏期講習を開きます
詳細は貳錢郵券封入御申越次第お報らせいたします。

一、會場 麴町區五番町女子英學塾
一、期間 七月廿一日より向三週間
一、時間 午前八時より同十一時迄
一、會費 七圓申込と共に納付
一、講師 女子英學塾教授及び同塾卒業者
一、申込期間 七月廿日迄
一、學科 文法、會話、譯讀
一、程度 高等女學校各學年別に組分けす

尚別に一年を通じ毎週三回の英語會あり隨時入學を受付けてゐます
女學校以外特に英語を力づけやらうと思ふ方の入會を歡迎します。

女子英學塾內
女子英語會

Vol. IV, No. VI "FUSEN" JULY. 1930
Published monthly by The Woman's Suffrage League of Japan.

昭和四年十二月廿八日 第三種郵便物認可
昭和五年七月一日發行



發行所 東京 麴町、四ノ五 婦選獲得同盟